

羽島市こども計画

令和7年度 ▶▶▶ 令和11年度



全てのこどもが 健やかで幸せに暮らせるまち はしま

令和7年3月
羽島市

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の位置付け.....	4
3 計画の期間.....	5
4 計画の策定体制.....	5
5 計画の対象.....	7
6 SDGsとの関係.....	8
第2章 こども・子育てを取り巻く現状.....	9
1 羽島市の現状.....	9
2 アンケート調査結果からみえる現状.....	22
第3章 計画の基本理念、基本目標.....	36
1 基本理念.....	36
2 基本目標.....	37
3 施策の体系.....	38
第4章 施策の展開.....	39
1 基本目標1 健やかな育ちの支援.....	39
2 基本目標2 ライフステージに応じた切れ目のない支援.....	46
3 基本目標3 子育て家庭への支援.....	53

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 61

1 教育・保育提供区域の設定	61
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方	61
3 人口の見込み	65
4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育	66
5 地域子ども・子育て支援事業	73
6 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保について	91

第6章 計画の推進..... 92

1 計画の推進管理	92
2 計画の推進	92

資料編 93

1 計画の策定経過	93
2 羽島市子ども・子育て会議条例	94
3 羽島市子ども・子育て会議委員名簿	96
4 用語集	97

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子化の進行等を踏まえ、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が、また平成24年には「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が制定されるなど、こどもの健やかな成長を支援する施策について、計画的・継続的に取り組む体制が整えられてきました。

市町村には「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務付けられ、また平成27年からは、子ども・子育て支援新制度が本格施行されたことに伴い、本市においても2期にわたって「羽島市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもと子育て家庭への支援施策の推進に、計画的に取り組んできました。

国においてはさらに、こども・若者育成支援やこどもの貧困対策、児童虐待防止対策など、こどもに関する課題や問題、社会の変化に合わせて、個別の法整備や計画の策定・施策の充実等を進めてきましたが、依然として少子化の進行は歯止めがかからず、またこども・若者が抱える貧困やヤングケアラー問題、児童虐待相談対応件数の高止まり等、こどもを取り巻く環境は深刻さを増しています。

こうした中、令和5年4月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な法である「こども基本法」が施行され、同年12月には、こども施策に関する基本的な方針等を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての「こどもまんなか社会」の実現を目指すものです。

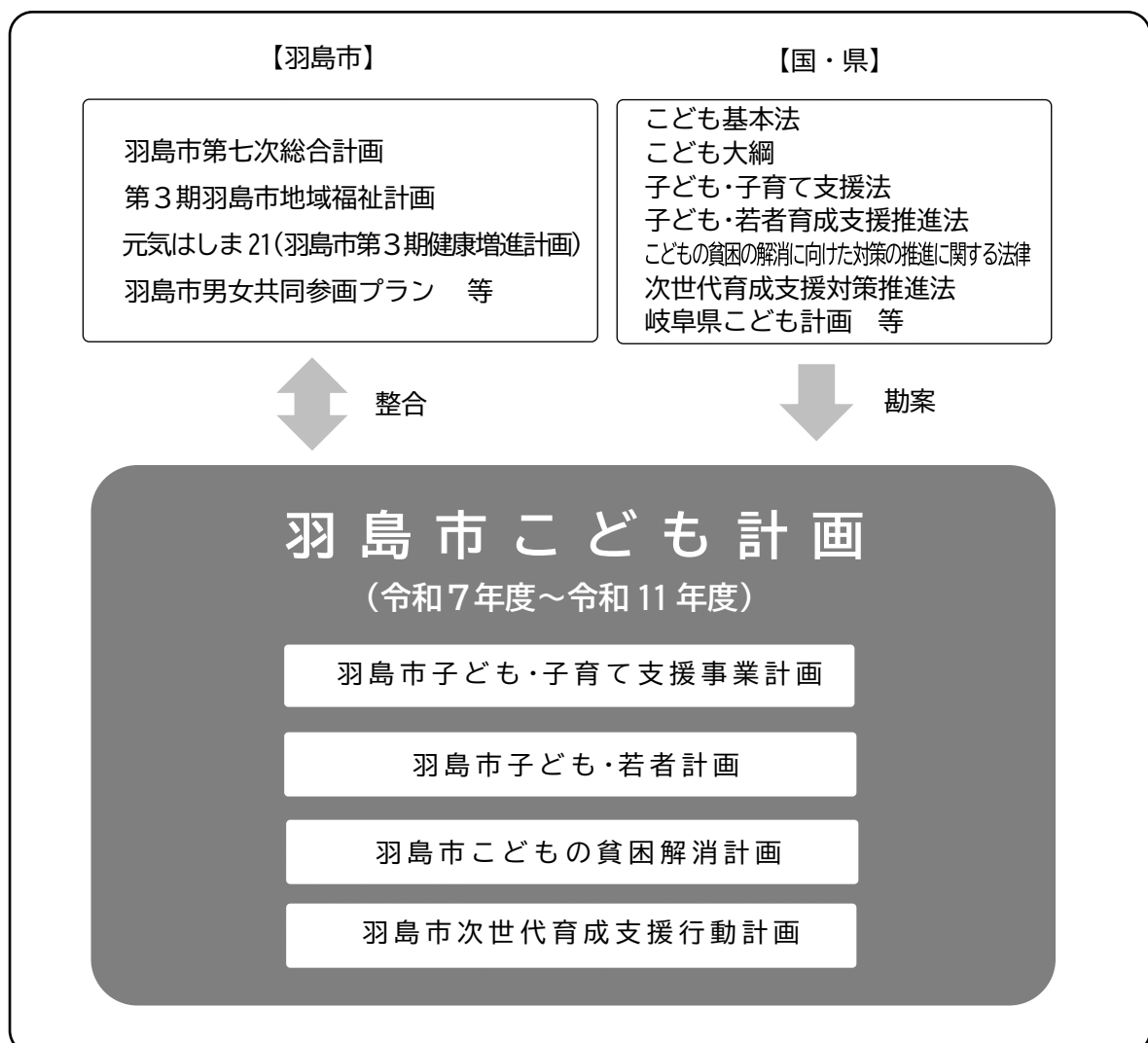
「こども基本法」第10条第2項では、市町村は「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して「市町村こども計画」の策定に努めることとされています。本市においても、こども施策を総合的に推進するため、本市の実情を踏まえながら、「羽島市こども計画」を策定し、切れ目のない支援によるこども・若者が幸福に暮らせるまちを目指します。

2 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」であり、本市のこども施策に関する事項を定め、総合的に推進するものです。

また、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として「第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画」の内容を引き継ぐとともに、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に基づく「市町村計画」、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」を包含するものです。

なお、本計画は、羽島市第7次総合計画のこども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、関連する本市の他の計画との整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化等により計画に盛り込むべき事由が生じた場合は、必要に応じて計画の見直しを行います。

計画期間

令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画									
					羽島市こども計画				次期計画 策定作業

4 計画の策定体制

(1) 市民ニーズ調査の実施

本市では、「羽島市こども計画」の策定に伴い、必要となる子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため「羽島市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。また、あわせて子育て世帯の生活実態について把握するため「羽島市子どもの生活状況調査」、こどもや若者の現状等を把握するため「羽島市こども・若者の意識調査」を実施しました。

① 「羽島市子育て支援に関するアンケート調査」

【調査期間】 令和5年12月6日～令和5年12月25日

【調査方法】 郵送による調査票の配布および回収

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童保護者	500 通	242 通	48.4%
小学校及び義務教育学校前期課程 保護者	500 通	231 通	46.2%
企業	100 通	49 通	49.0%

② 「羽島市子どもの生活状況調査」

【調査期間】令和5年12月12日～令和5年12月28日

【調査方法】所属する学校において配布

WEBまたは郵送による調査票の回収

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生及び義務教育学校前期課程 本人	609 通	322 通	52.9%
中学生及び義務教育学校後期課程 本人	652 通	251 通	38.5%
小学生及び義務教育学校前期課程 保護者	609 通	374 通	61.4%
中学生及び義務教育学校後期課程 保護者	652 通	304 通	46.6%

③ 「羽島市こども・若者の意識調査」

【調査期間】令和6年7月5日～令和6年7月25日

【調査方法】郵送による案内文(QRコード付)の配布

WEBによる回答

調査対象	配布数	有効回答数	有効回答率
15歳～39歳の市民	500 通	120 通	24.0%

(2) 羽島市子ども・子育て会議による審議

計画の策定にあたり、当事者等の意見を反映するとともに、こどもたちを取りまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、こどもの保護者、学識経験者及び子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「羽島市子ども・子育て会議」を活用し、計画の内容について協議しました。

同会議はこれまで、子ども・子育て支援事業計画に関する審議を行ってきましたが、従来の審議内容を含む本計画の審議も行うこととしました。必要に応じて協議の場の充実に努めます。

(3) パブリックコメントの実施

令和7年1月8日～2月7日に、パブリックコメントを実施し、計画案に対する幅広い意見を聴取しました。

5 計画の対象

すべてのこども・若者と子育て中の方、そして、これを取り巻く市民、事業者、行政等を対象とします。

※ こども基本法における、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指しています。

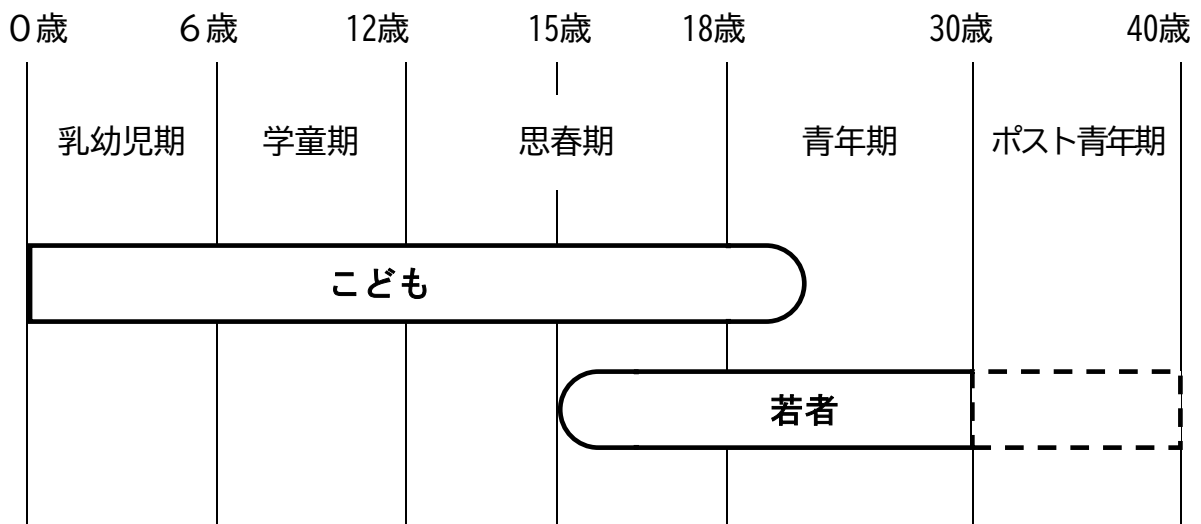
※ 本計画では、こども基本法の理念を踏まえて、法令等で「子供」、「子ども」と表記されている場合を除き、「こども」と表記します。

【こども、若者の年代イメージ】

こども：おおむね乳幼児期、学童期及び思春期の者

若者：思春期後半から青年期の者（おおむね15歳～30歳）

※事業によっては、40歳未満までのポスト青年期の者も対象



6 S D G s との関係

日本を含むすべての国連加盟国が合意する、2030年の国際目標「S D G s（持続可能な開発目標）」では、「福祉」や「教育」、「ジェンダー」等に17のゴールが定められており、その達成のため本市としてもこれまでの取り組みをさらに強化していく必要があります。

2015年9月の国連サミットで採択されたS D G s（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称）では、2030年にあるべき未来を目指しています。本計画でも、S D G sの17ゴールのうち、主に「1 貧困をなくそう」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」を中心に取り組んでいきます。



第2章

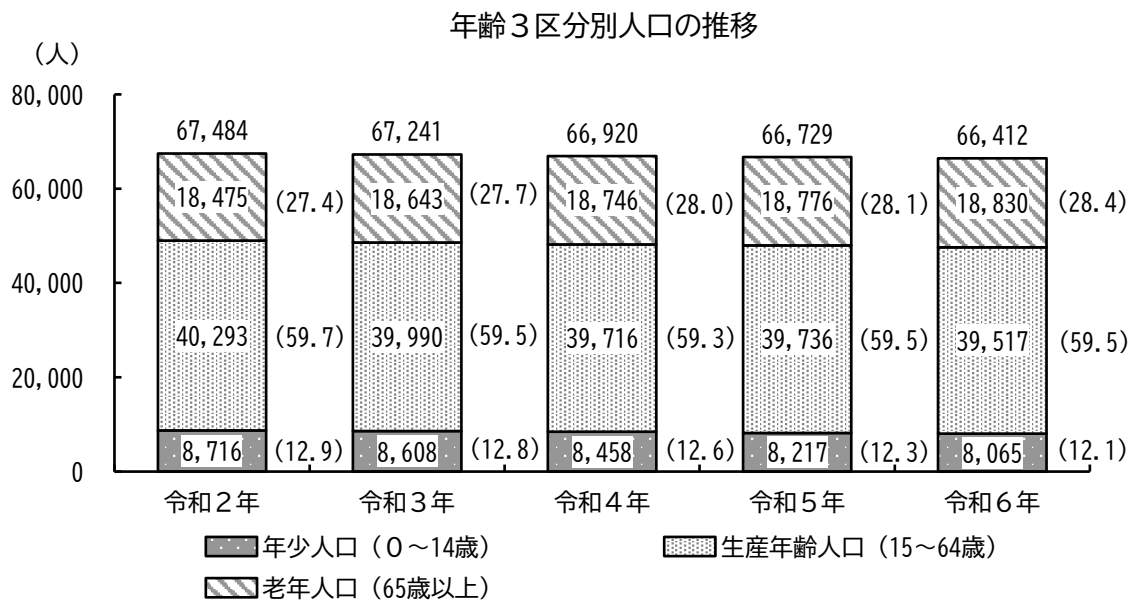
こども・子育てを取り巻く現状

1 羽島市の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

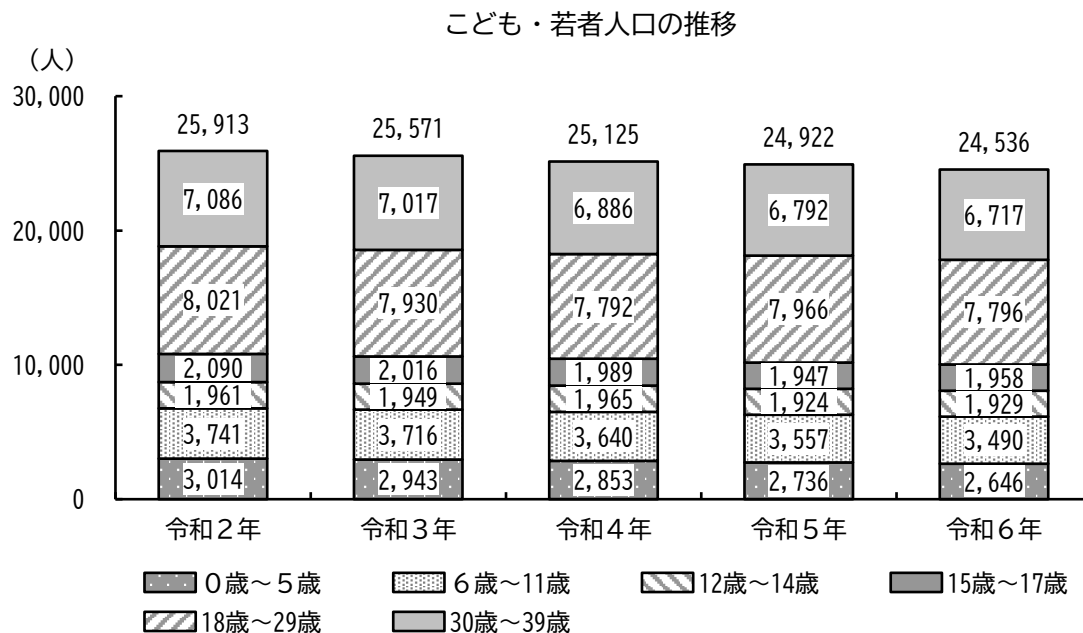
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、令和6年で66,412人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は減少しているのに対し、老年人口（65歳以上）は増加しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② こども・若者人口の推移

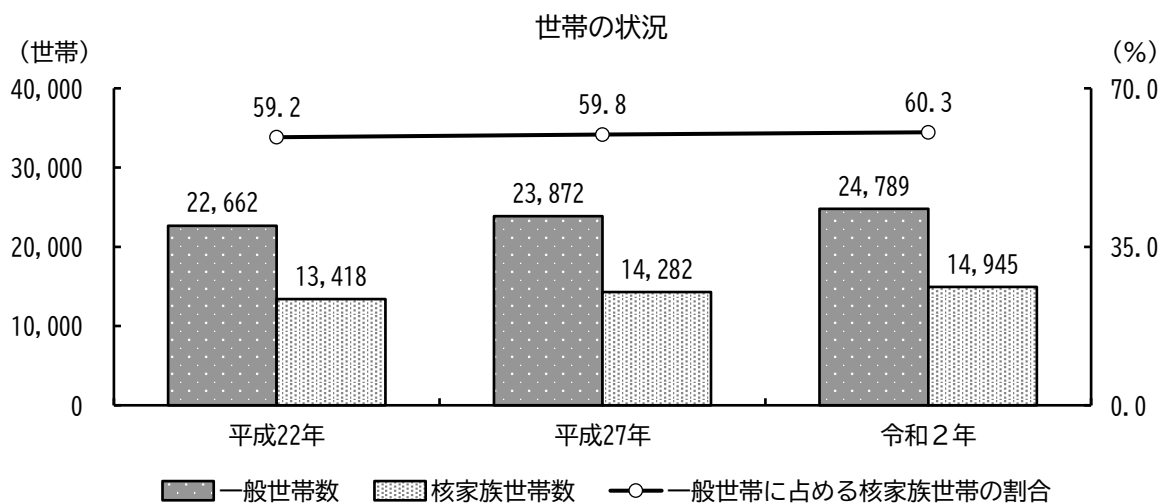
本市のこども・若者人口は年々減少し、令和6年3月末現在で24,536人となっています。



（2）世帯の状況

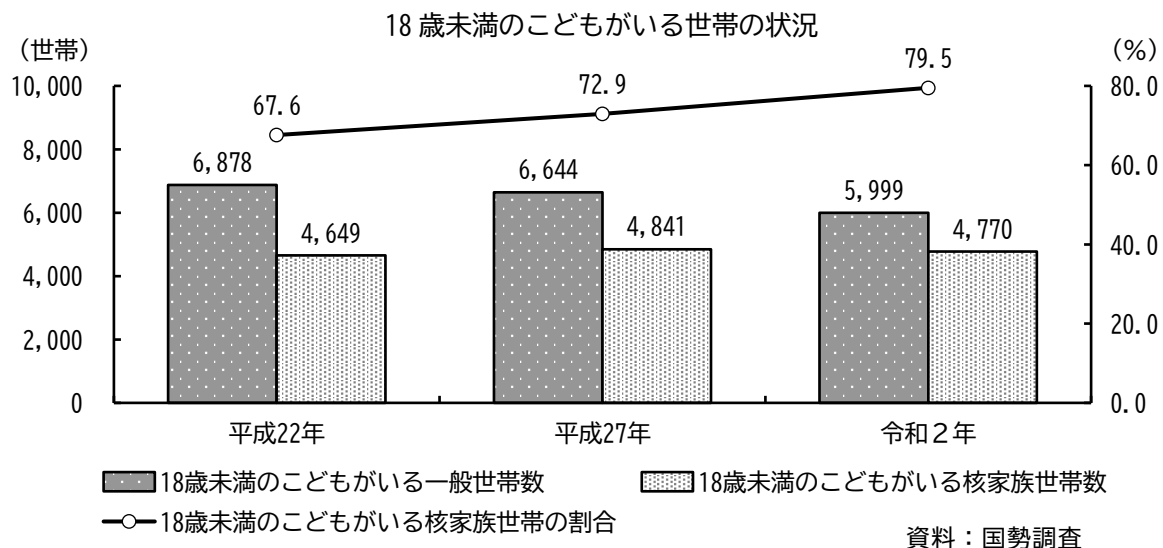
① 世帯の状況

本市の核家族世帯数は年々増加しており、令和2年で14,945世帯となっています。また、一般世帯数、及び一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しています。



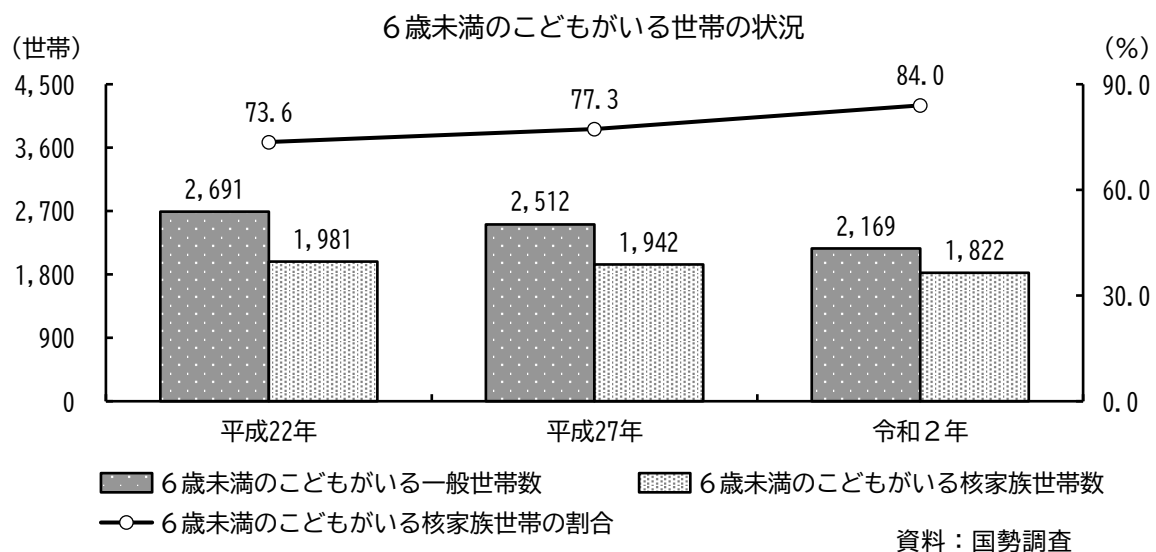
② 18歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の18歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で5,999世帯となっています。一方、18歳未満のこどもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



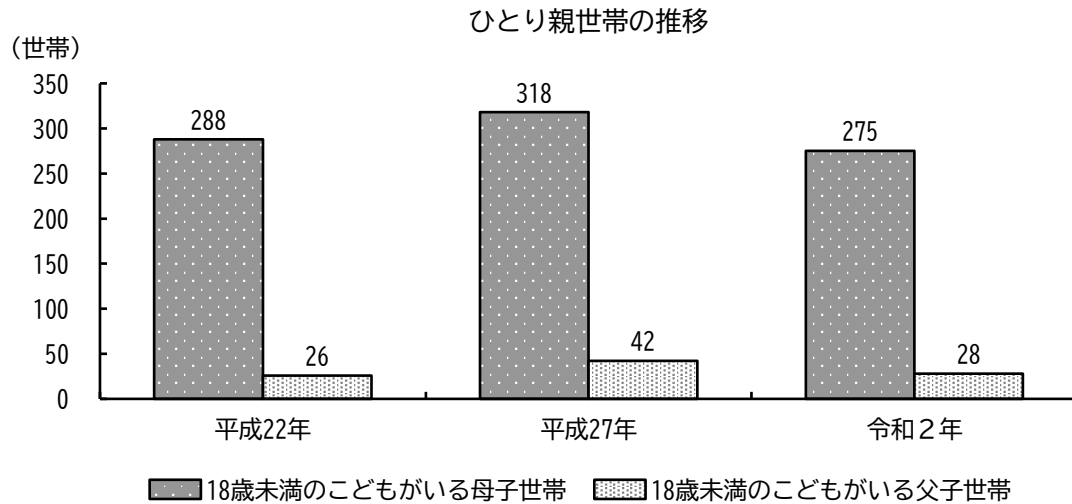
③ 6歳未満のこどもがいる世帯の状況

本市の6歳未満のこどもがいる一般世帯数は年々減少しており、令和2年で2,169世帯となっています。また、6歳未満のこどもがいる核家族世帯数も減少している一方で、核家族世帯の割合は増加しています。



④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯・父子世帯は、平成27年と比較すると令和2年で減少しており、母子世帯は275世帯、父子世帯は28世帯となっています。

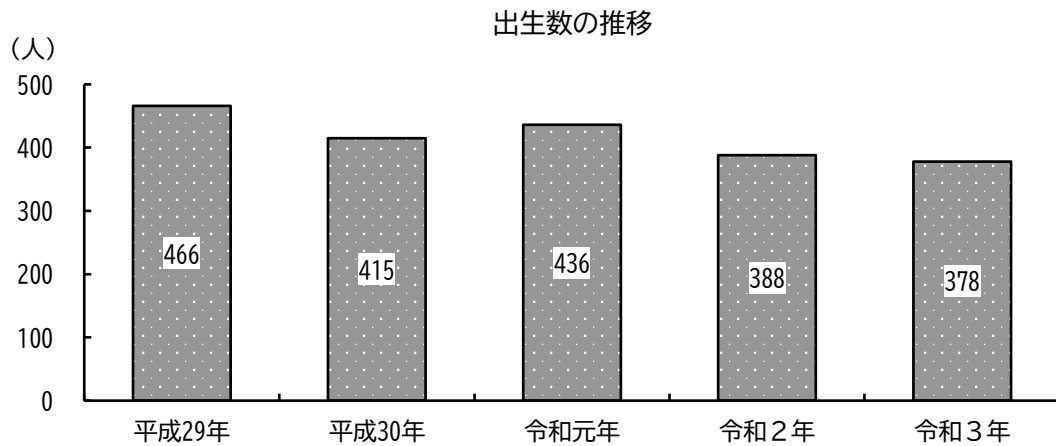


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

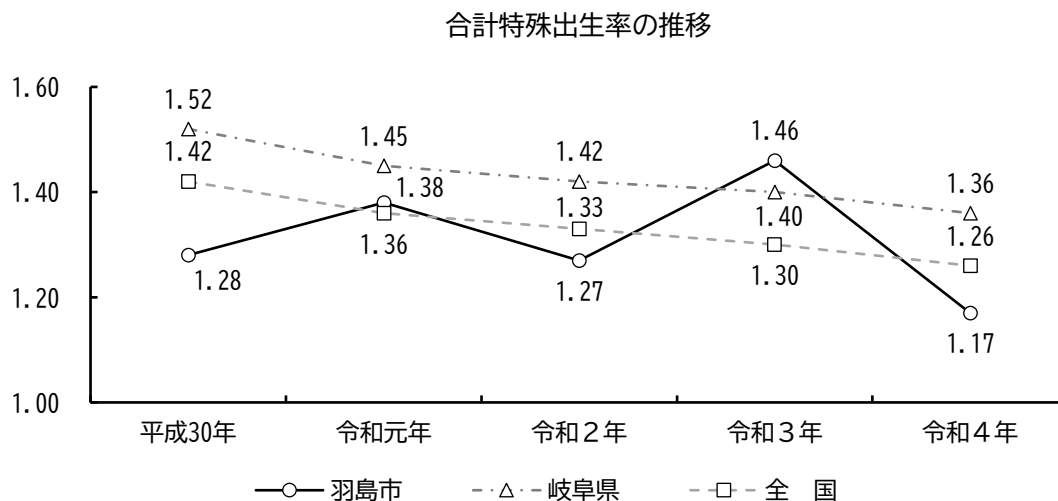
本市の出生数は減少しており、令和3年で378人と平成29年との比較で2割近く減少しています。



資料：衛生年報

② 合計特殊出生率の推移

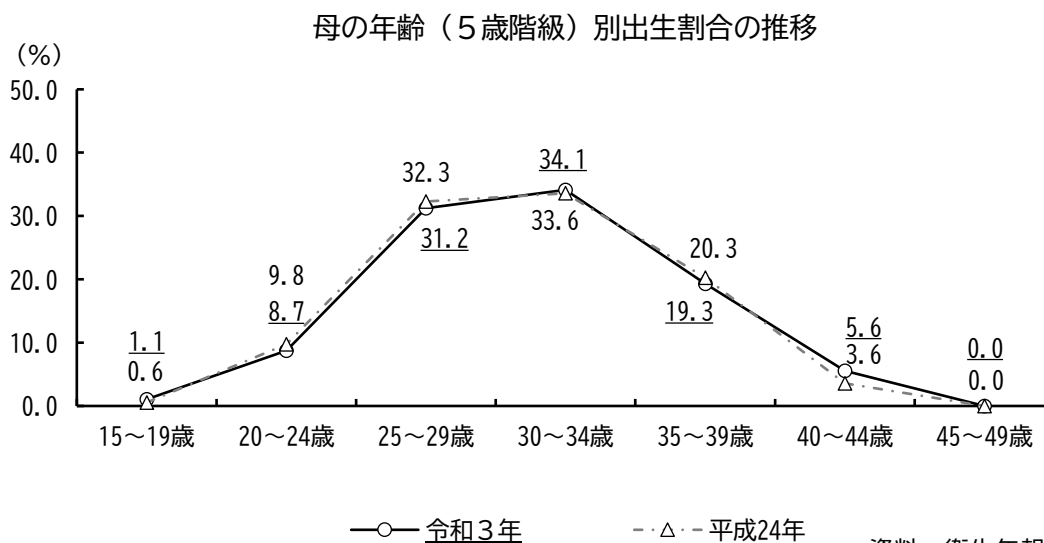
15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計した合計特殊出生率は1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの平均のこどもの数であり、この数字は一般に少子化問題との関係で用いられます。本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年で1.17となっています。



資料：羽島市、県・国 人口動態統計

③ 母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、大きな変化はみられませんが、平成24年に比べ令和3年で、30～34歳の割合が微増している一方、25～29歳、35～39歳で減少しています。

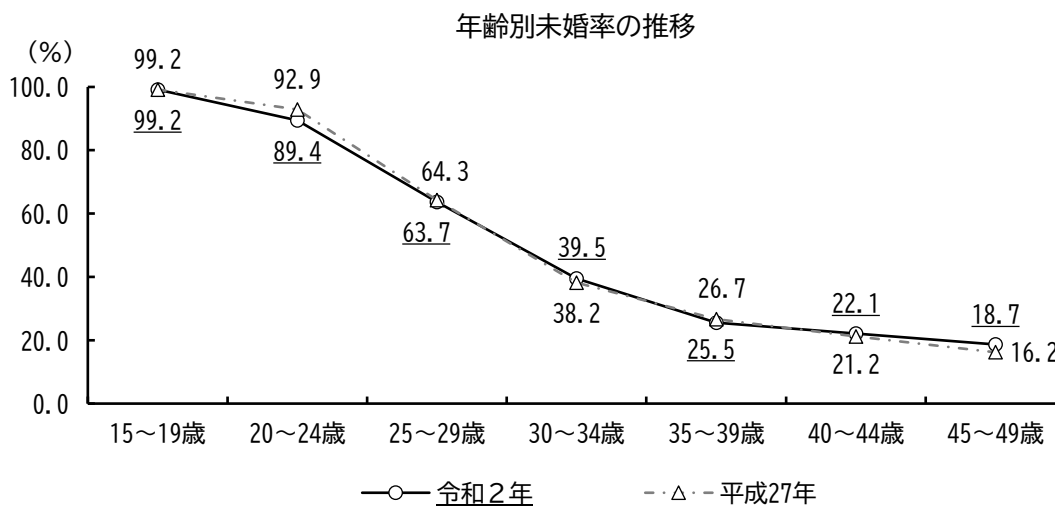


資料：衛生年報

(4) 未婚・結婚の状況

年齢別未婚率の推移

本市の年齢別未婚率の推移は、平成27年と比べ令和2年で、30～34歳、40歳～49歳で微増しています。

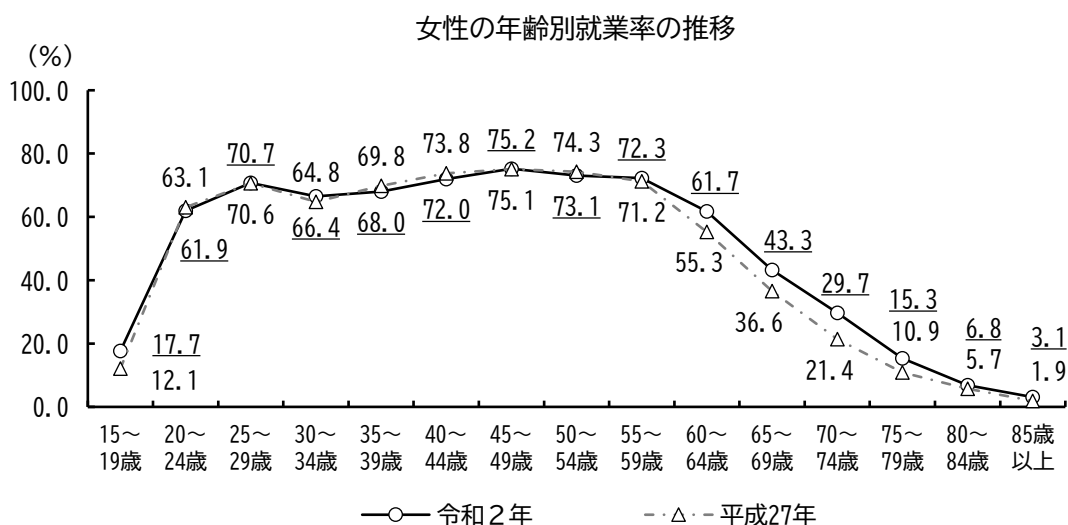


資料：国勢調査

(5) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

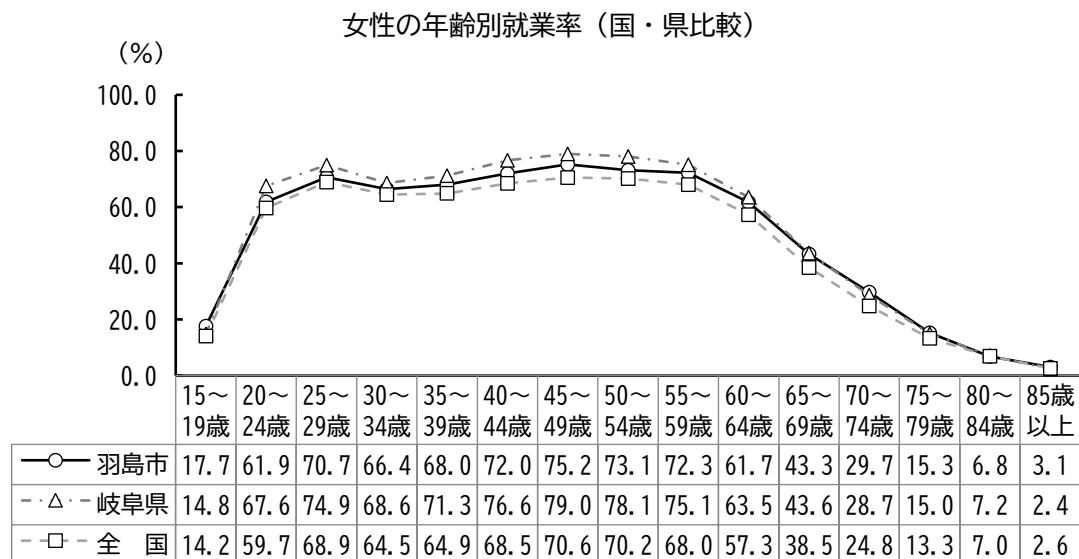
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。55歳以上の就業率は平成27年に比べ令和2年で上昇しています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

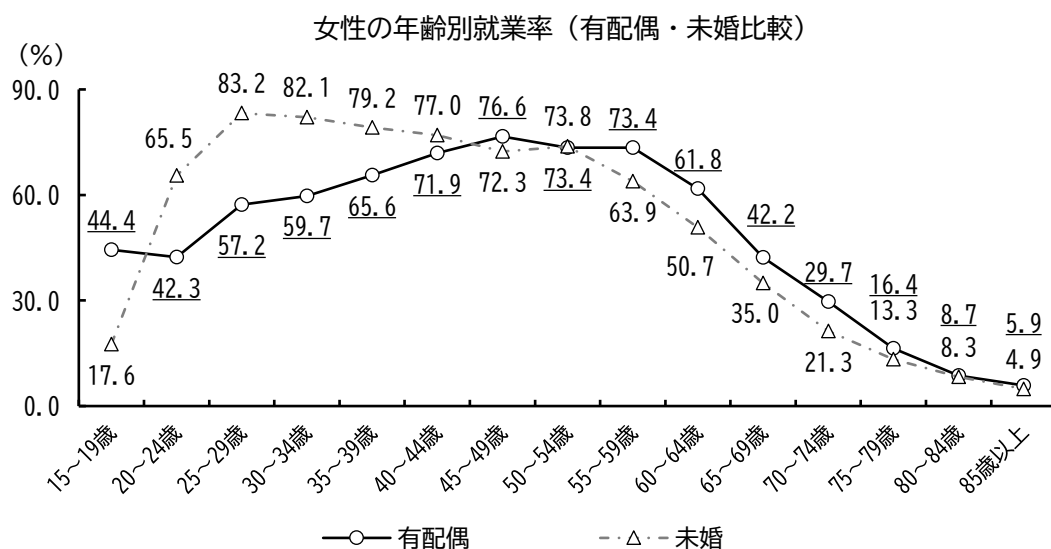
本市の令和2年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、80～84歳を除いたすべての年齢で全国より高くなっています。一方、20～69歳は岐阜県より低くなっています。



資料：国勢調査（令和2年）

③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、特に20歳代から30歳代において有配偶者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

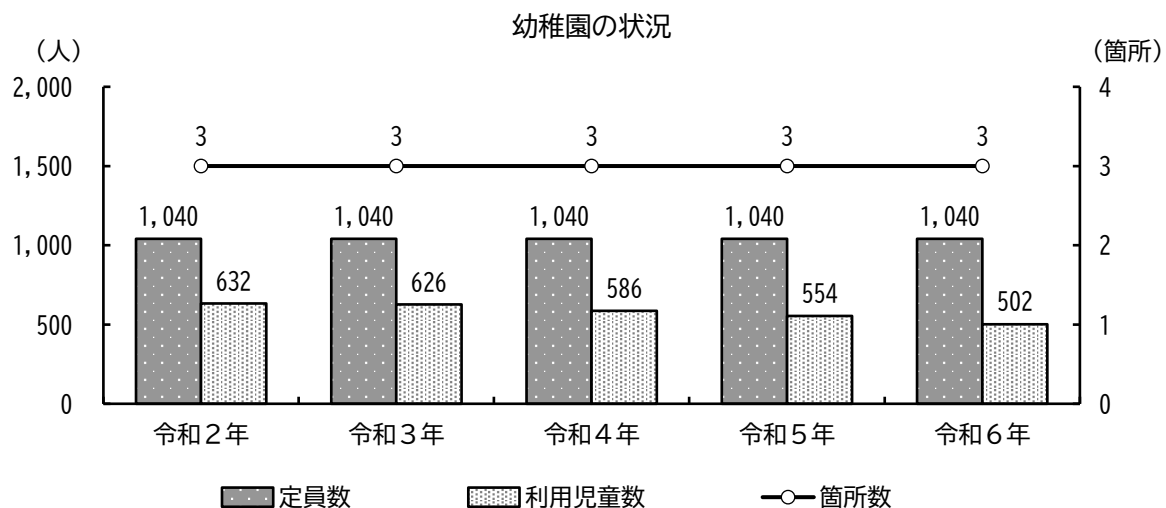


資料：国勢調査（令和2年）

(6) 教育・保育サービス等の状況

① 幼稚園の状況

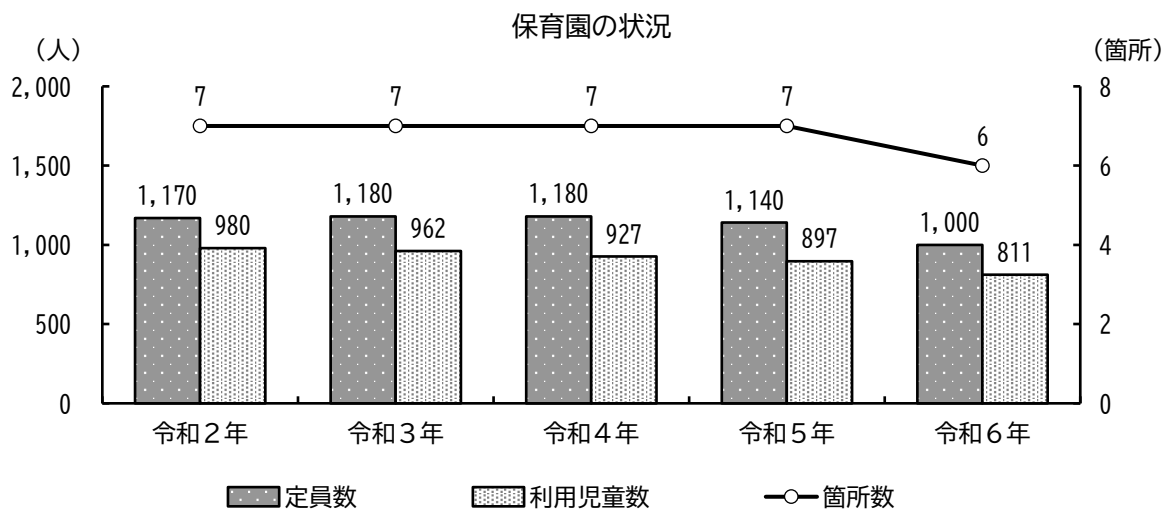
本市の幼稚園の状況をみると、利用児童数は年々減少傾向にあり、令和6年で502人となっています。



資料：羽島市

② 保育園の状況

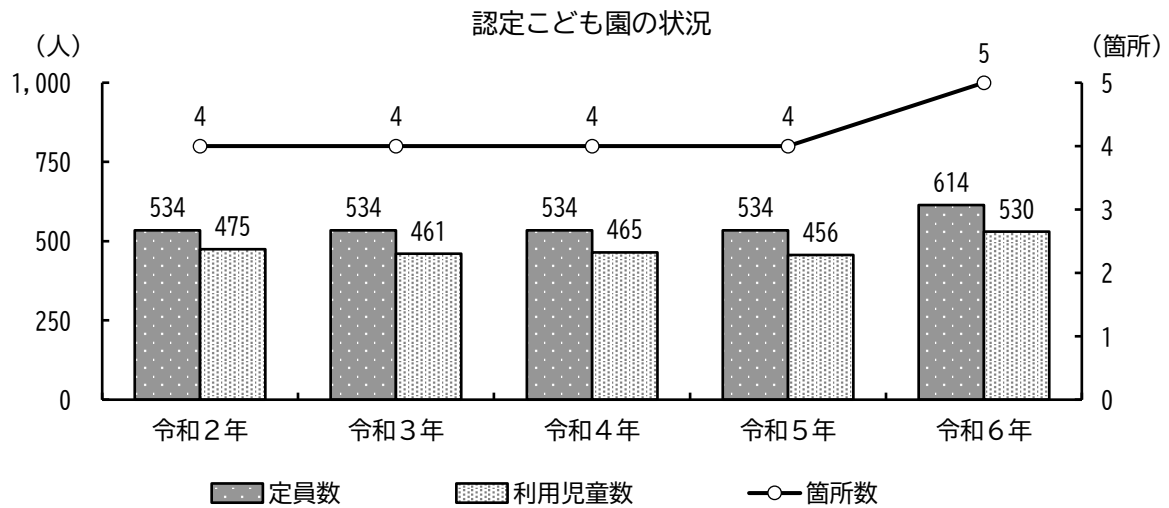
本市の保育園の状況をみると、利用児童数は年々減少傾向にあることに加え、認定こども園に移行した園があることから、令和6年には811人となっています。



資料：羽島市

③ 認定こども園の状況

本市の認定こども園は、保育園から移行する形で設置されており、令和6年には定員数614人、利用児童数は530人となっています。



資料：羽島市

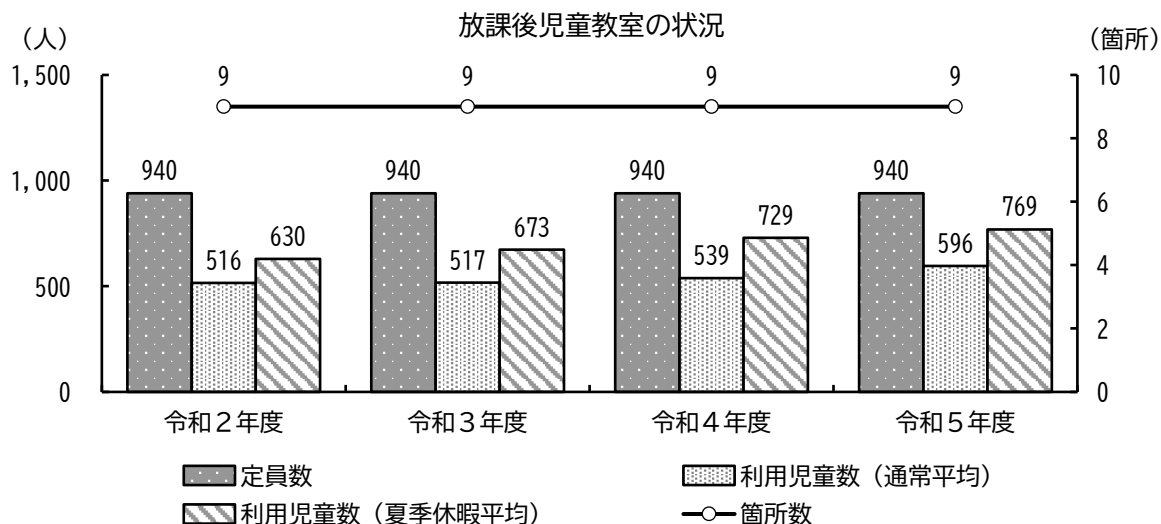
④ 待機児童数の推移

本市において、待機児童はいません。

(7) 放課後児童教室の状況

放課後児童教室の状況

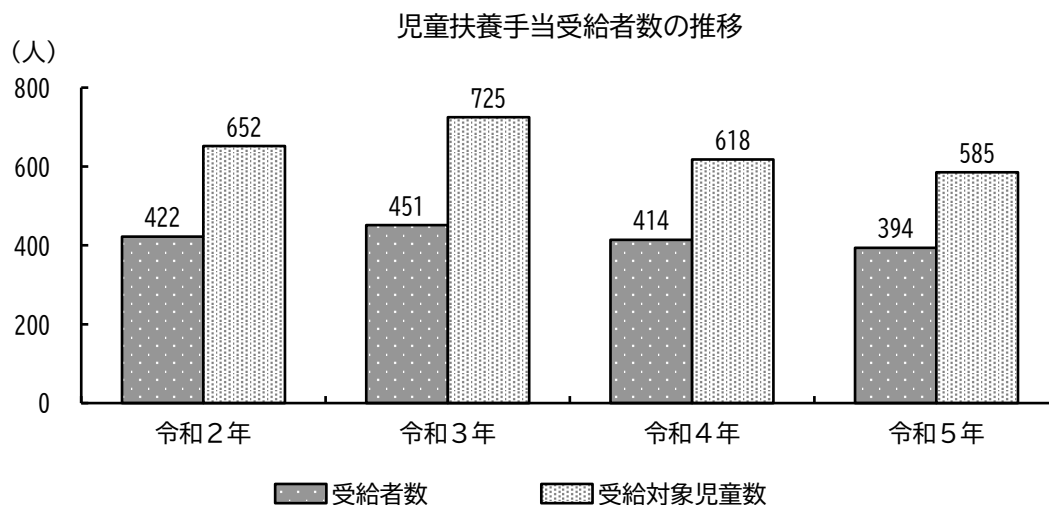
本市の放課後児童教室における定員数・箇所数は令和2年度以降940人、9箇所ですが、利用児童数は増加傾向にあり、令和5年度で596人、夏季休暇平均では769人となっています。



(8) その他の状況

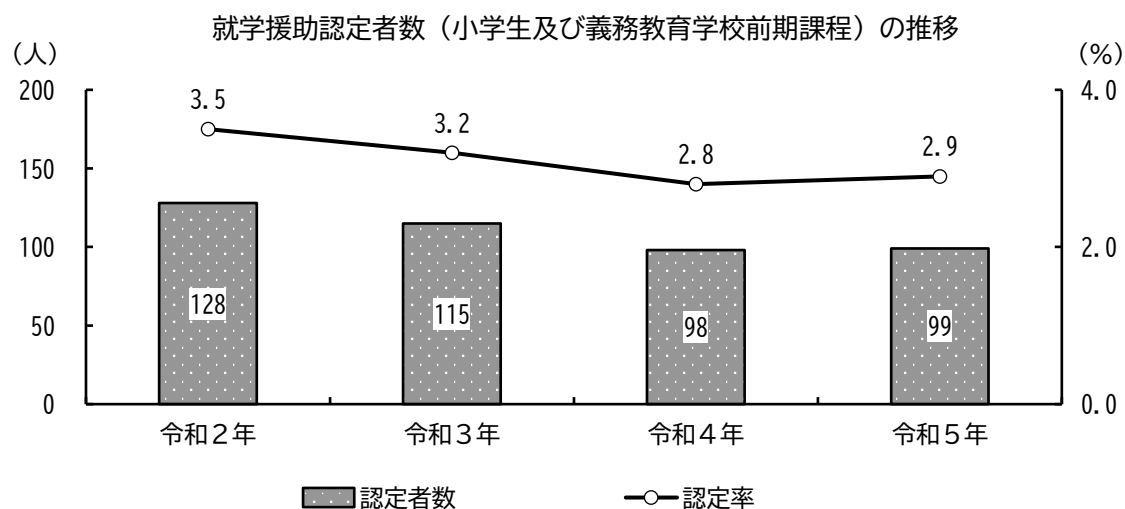
① 児童扶養手当受給者数の推移

本市の児童扶養手当受給者数・受給対象児童数は令和3年以降年々減少しており、令和5年で受給者数が394人、受給対象児童数が585人となっています。



② 就学援助認定者数（小学生及び義務教育学校前期課程）の推移

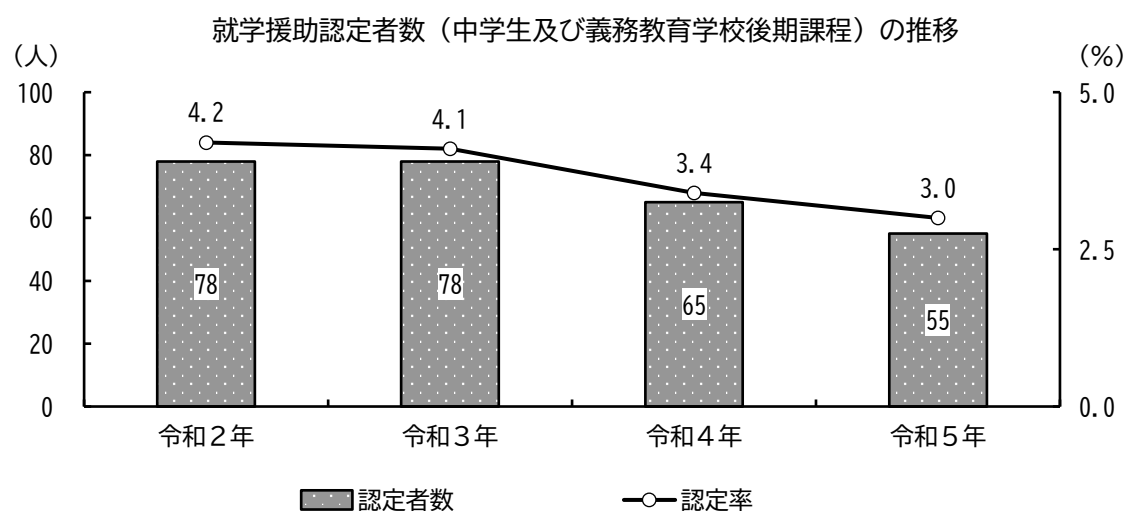
本市の小学生及び義務教育学校前期課程における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にありましたが、令和5年は増加しており、認定者数が99人、認定率が2.9%となっています。



資料：羽島市

③ 就学援助認定者数（中学生及び義務教育学校後期課程）の推移

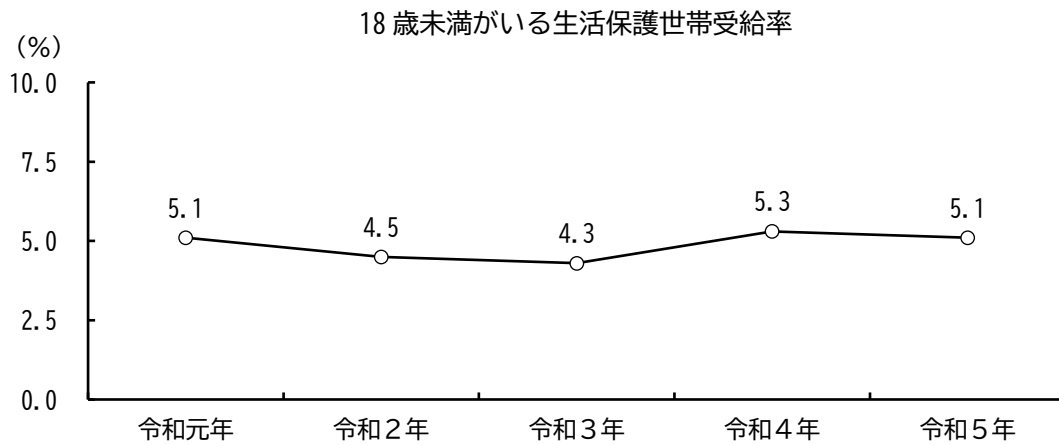
本市の中学生及び義務教育学校後期課程における就学援助認定者数・認定率は減少傾向にあり、令和5年で認定者数が55人、認定率が3.0%となっています。



資料：羽島市

④ 18歳未満がいる生活保護世帯受給率

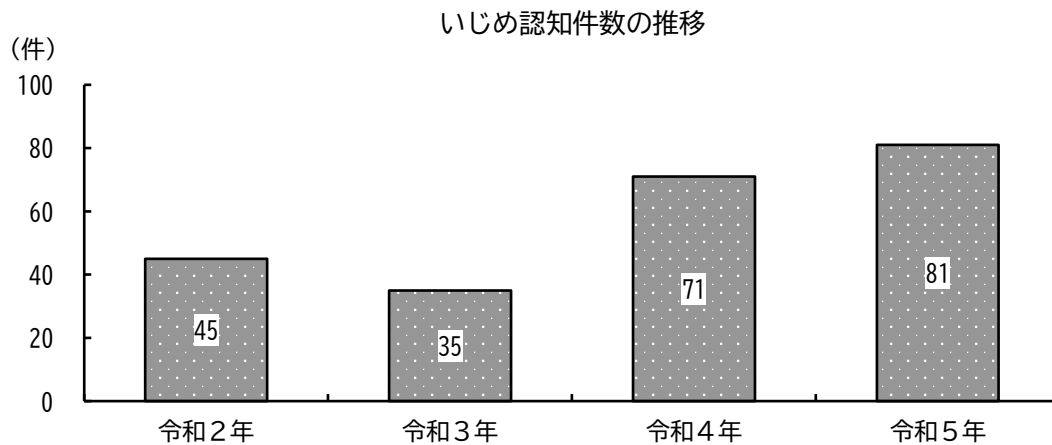
本市の18歳未満がいる生活保護世帯受給率は増減を繰り返しており、令和5年で受給率は、5.1%となっています。



資料：羽島市

⑤ いじめ認知件数の推移

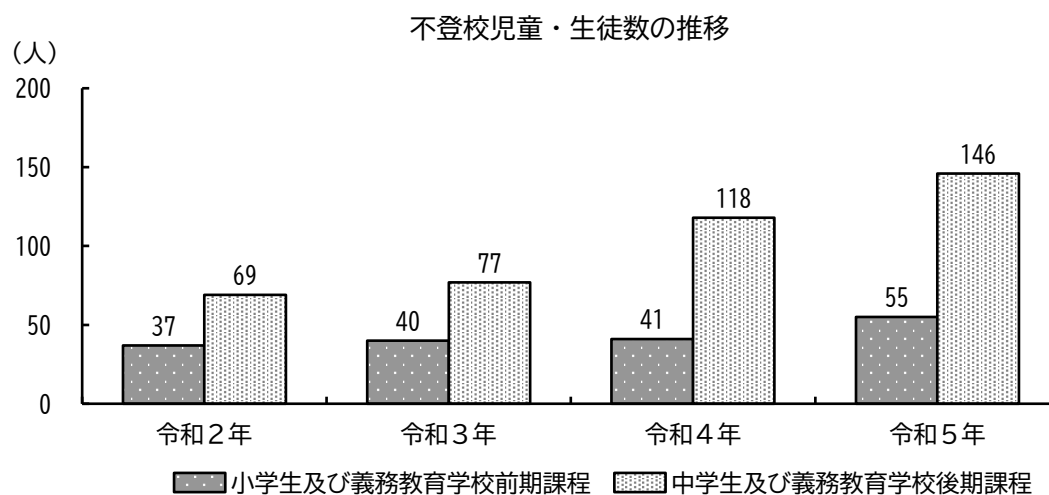
本市のいじめ認知件数は令和3年以降増加傾向にあり、令和5年で81件となっています。



資料：羽島市

⑥ 不登校児童・生徒数の推移

本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年で小学生及び義務教育学校前期課程が55人、中学生及び義務教育学校後期課程は146人となっています。



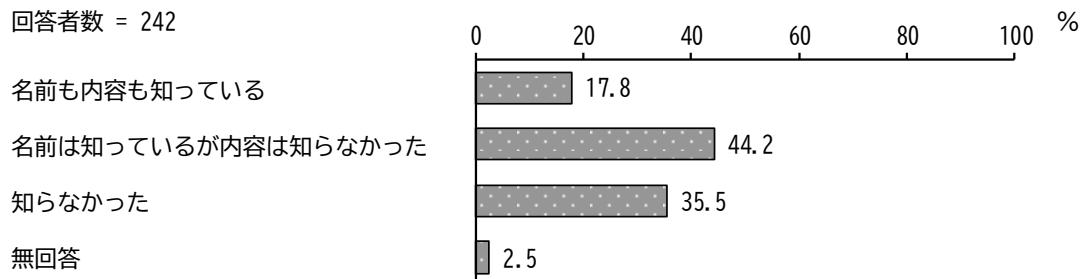
2 アンケート調査結果からみえる現状

(1) こどもの権利について

① こどもの権利の認知度

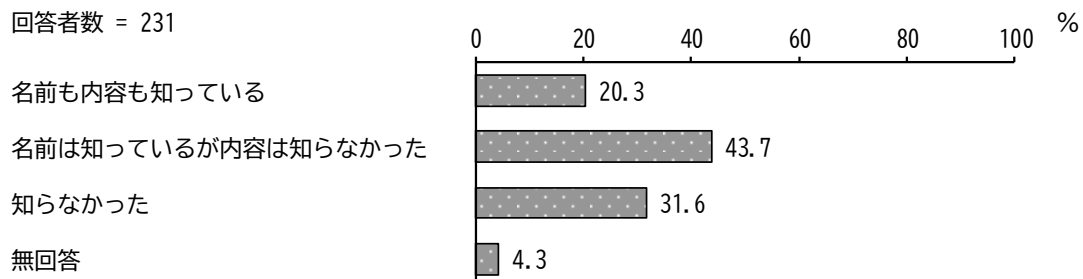
【就学前児童保護者】

「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 44.2%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が 35.5%、「名前も内容も知っている」の割合が 17.8%となっています。



【小学生及び義務教育学校前期課程保護者】

「名前は知っているが内容は知らなかった」の割合が 43.7%と最も高く、次いで「知らなかった」の割合が 31.6%、「名前も内容も知っている」の割合が 20.3%となっています。

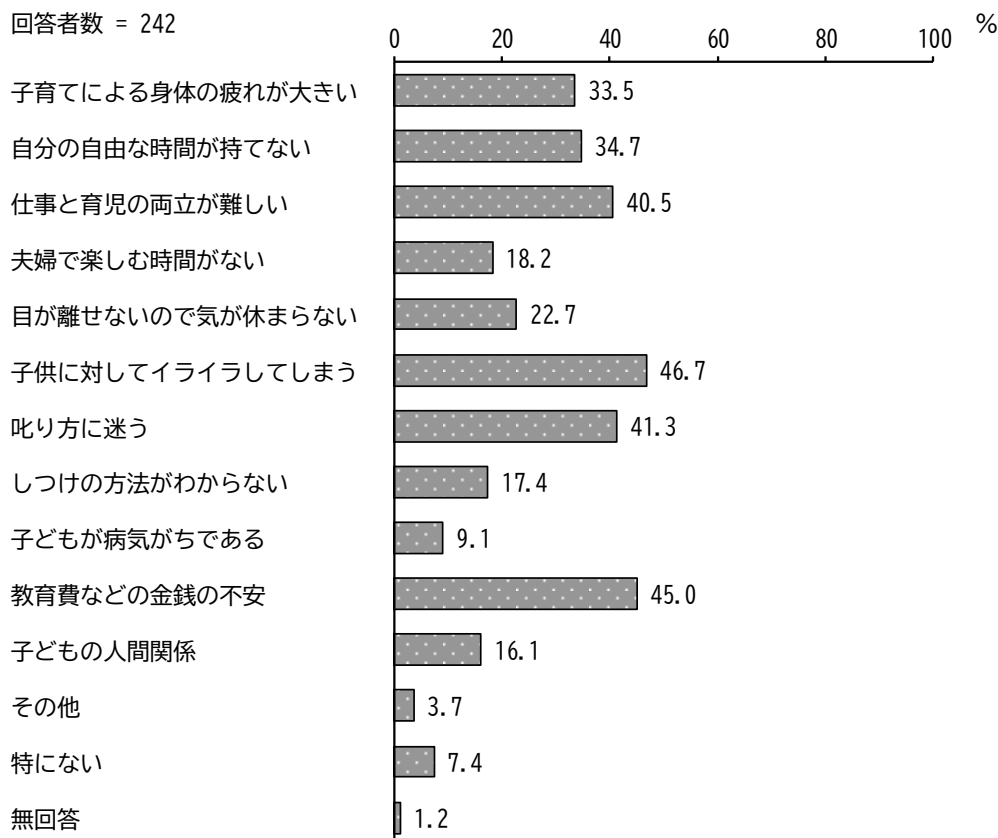


(2) 子育て家庭の状況について

① 子育てをする上での不安や悩み

【就学前児童保護者】

「こどもに対してイライラしてしまう」の割合が46.7%と最も高く、次いで「教育費などの金銭の不安」の割合が45.0%、「叱り方に迷う」の割合が41.3%となっています。

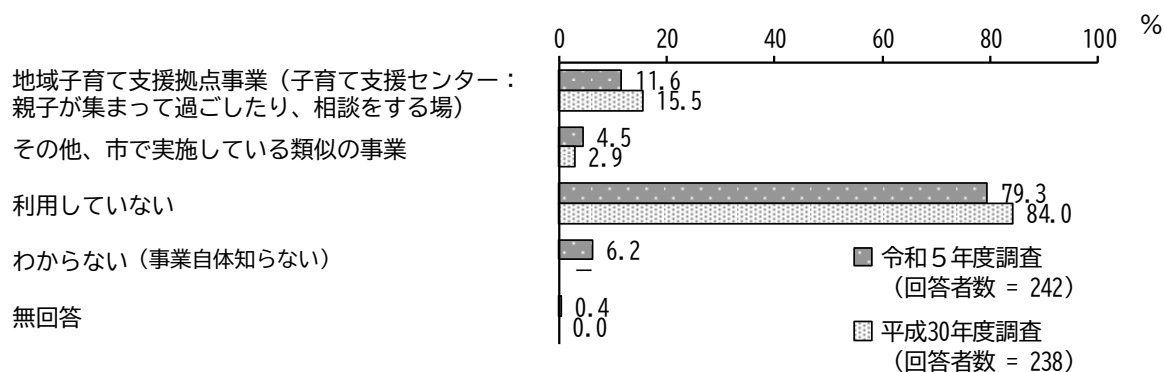


② 地域の子育て支援事業の利用状況について

【就学前児童保護者】

「利用していない」の割合が79.3%と最も高く、次いで「地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター：親子が集まって過ごしたり、相談をする場）」の割合が11.6%となっています。

平成30年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



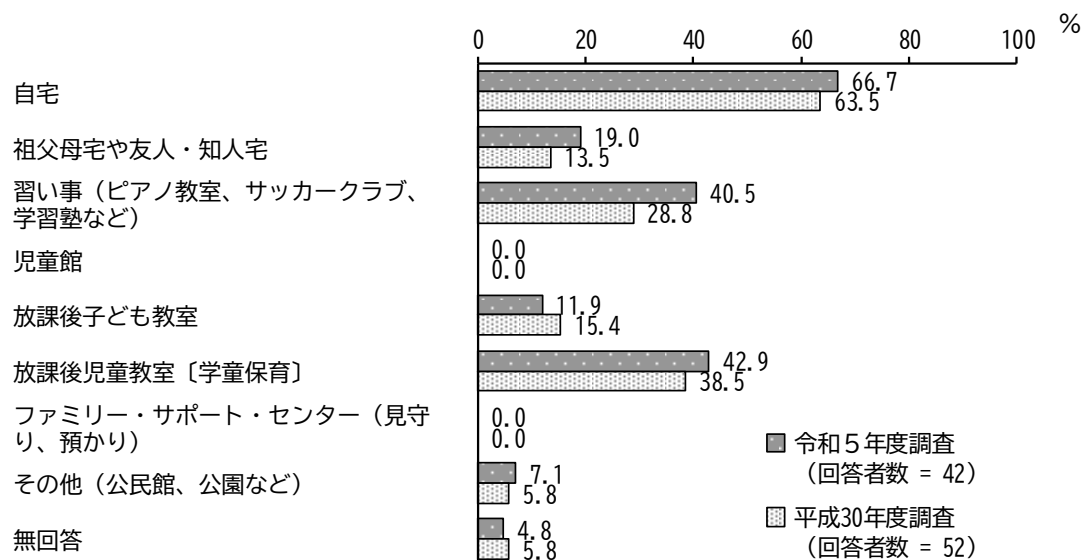
※平成30年度調査には、「わからない」の選択肢はありません。

③ 小学校及び義務教育学校前期課程低学年時の放課後の過ごし方について

【就学前児童保護者】

「自宅」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「放課後児童教室〔学童保育〕」の割合が 42.9%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 40.5%となっています。

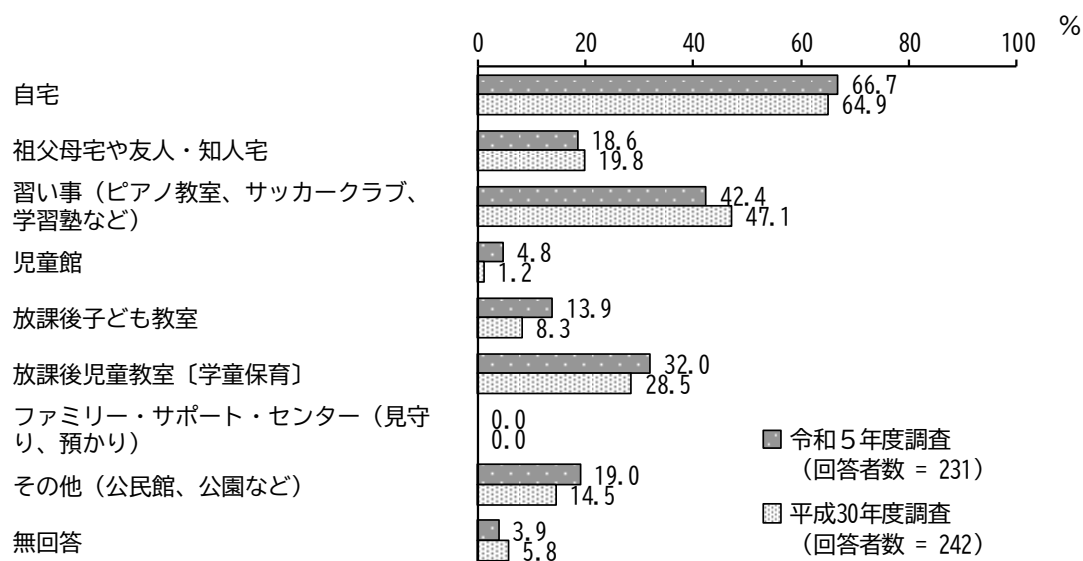
平成 30 年度調査と比較すると、「祖父母宅や友人・知人宅」「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「放課後児童教室(学童保育)」等の割合が増加しています。



【小学生及び義務教育学校前期課程保護者】

「自宅」の割合が 66.7%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が 42.4%、「放課後児童教室〔学童保育〕」の割合が 32.0%となっています。

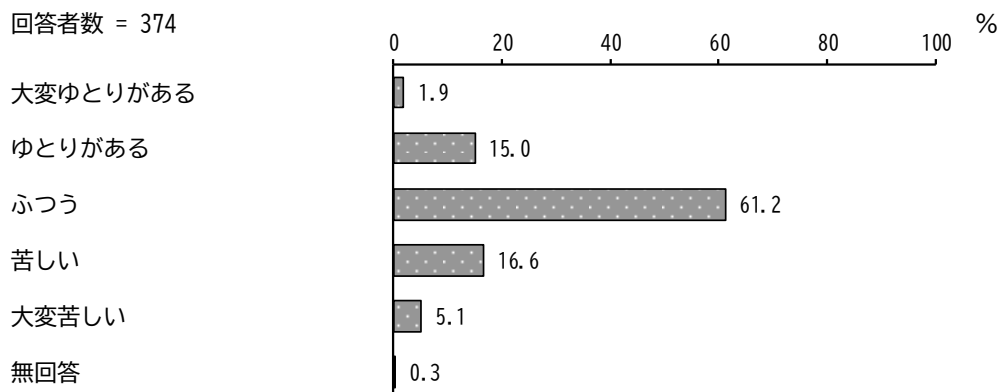
平成 30 年度調査と比較すると、「放課後子ども教室」「放課後児童教室(学童保育)」等の割合が増加しています。



④ 現在の暮らしの状況について

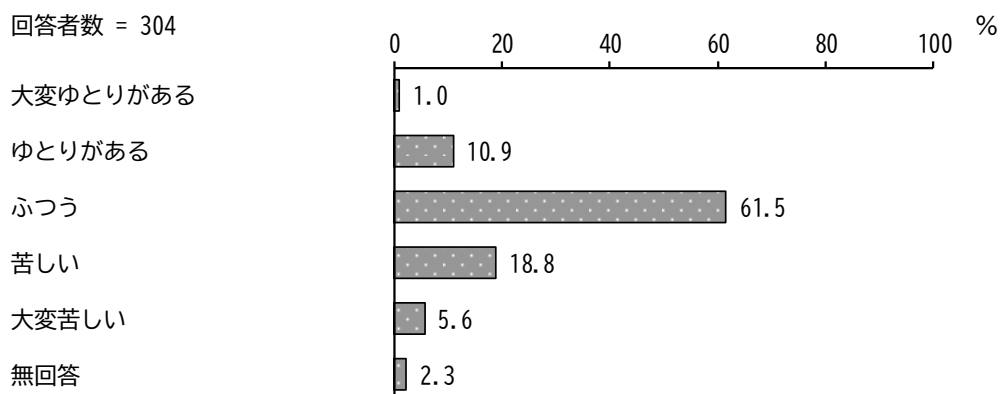
【小学生及び義務教育学校前期課程保護者】

「ふつう」の割合が 61.2%と最も高く、次いで「苦しい」の割合が 16.6%、「ゆとりがある」の割合が 15.0%となっています。



【中学生及び義務教育学校後期課程保護者】

「ふつう」の割合が 61.5%と最も高く、次いで「苦しい」の割合が 18.8%、「ゆとりがある」の割合が 10.9%となっています。

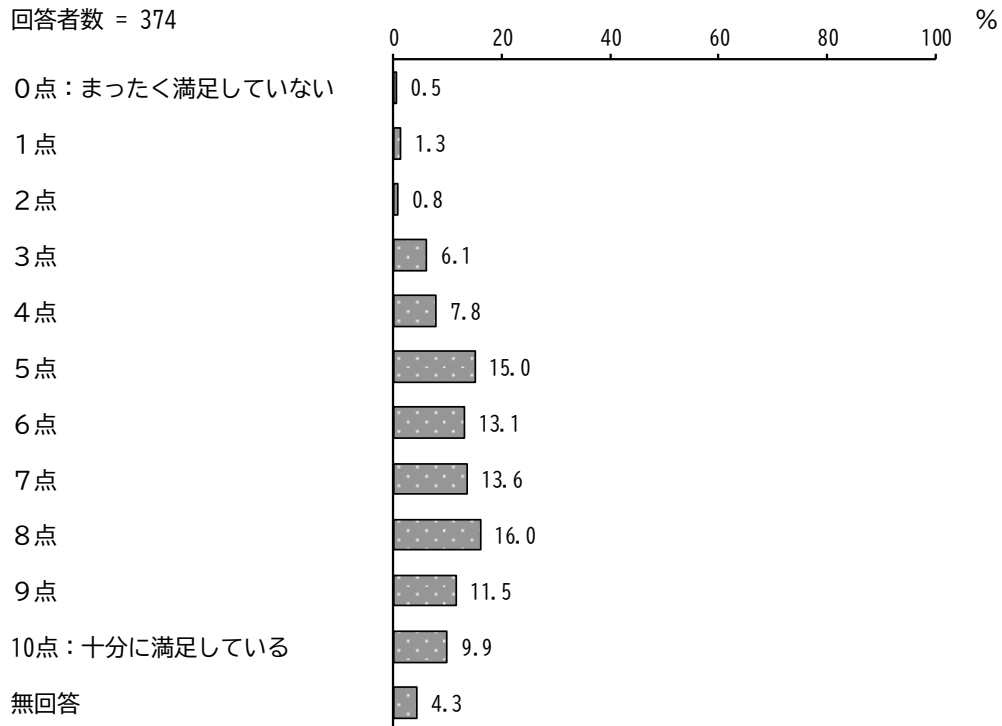


⑤ 生活の満足度について

【小学生及び義務教育学校前期課程保護者】

「8点」の割合が16.0%と最も高く、次いで「5点」の割合が15.0%、「7点」の割合が13.6%となっています。

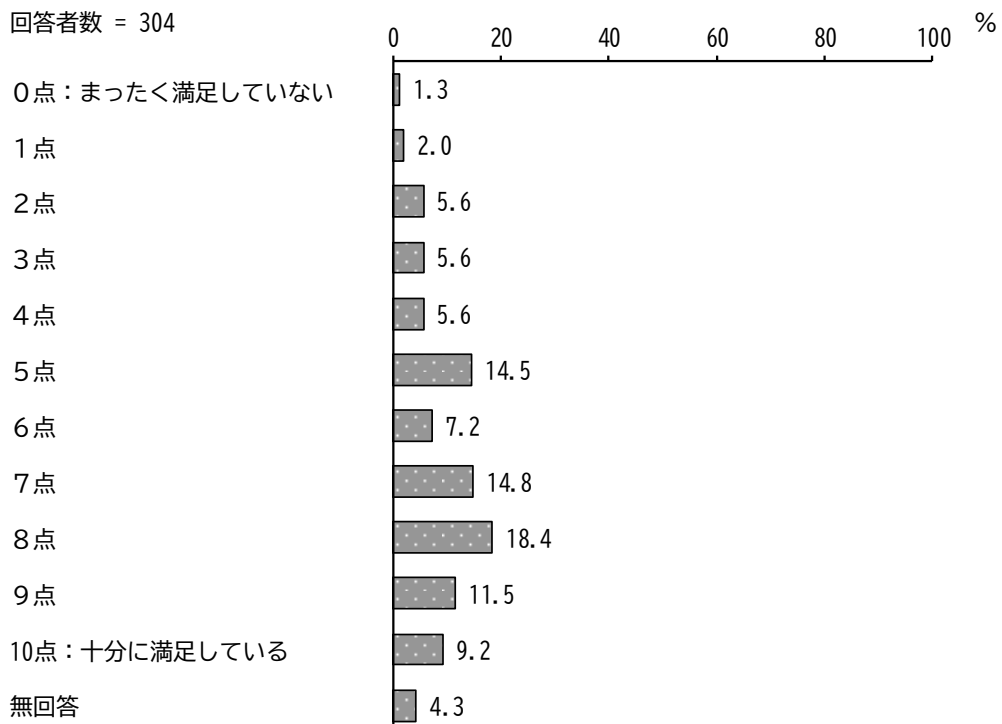
回答者数 = 374



【中学生及び義務教育学校後期課程保護者】

「8点」の割合が18.4%と最も高く、次いで「7点」の割合が14.8%、「5点」の割合が14.5%となっています。

回答者数 = 304

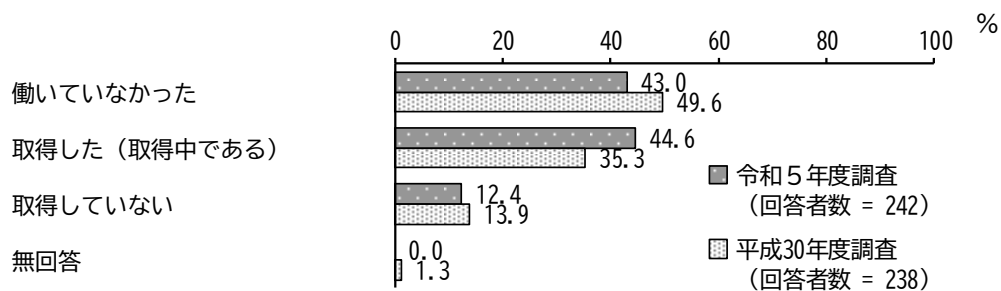


⑥ 母親の育児休業の取得状況

【就学前児童保護者】

「取得した（取得中である）」の割合が 44.6%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 43.0%、「取得していない」の割合が 12.4%となっています。

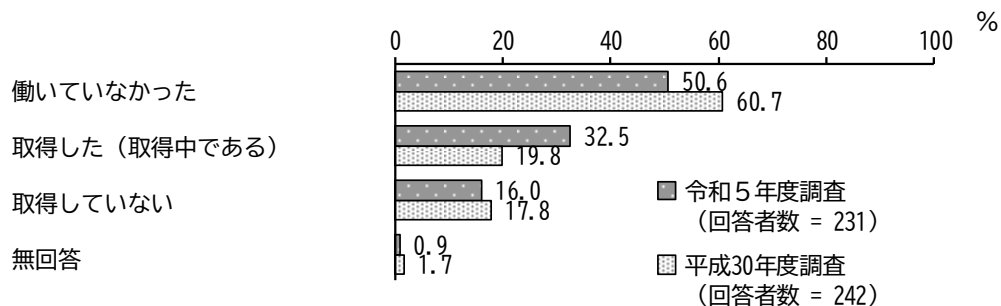
平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



【小学生及び義務教育学校前期課程保護者】

「働いていなかった」の割合が 50.6%と最も高く、次いで「取得した（取得中である）」の割合が 32.5%、「取得していない」の割合が 16.0%となっています。

平成 30 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



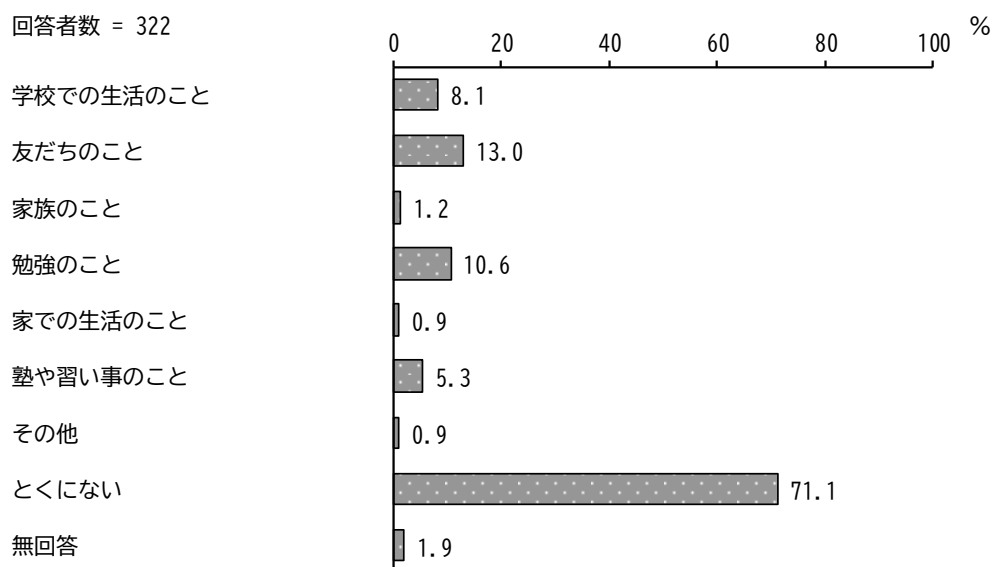
(3) こどもの意識について

① 悩みや不安について

【小学生及び義務教育学校前期課程本人】

「とくにない」の割合が71.1%と最も高く、次いで「友だちのこと」の割合が13.0%、「勉強のこと」の割合が10.6%となっています。

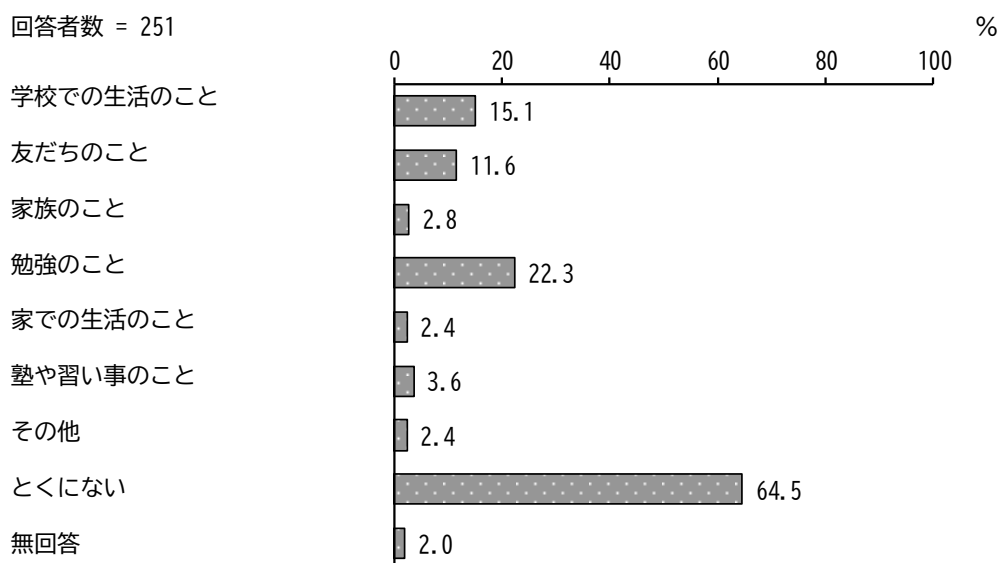
回答者数 = 322



【中学生及び義務教育学校後期課程本人】

「とくにない」の割合が64.5%と最も高く、次いで「勉強のこと」の割合が22.3%、「学校での生活のこと」の割合が15.1%となっています。

回答者数 = 251

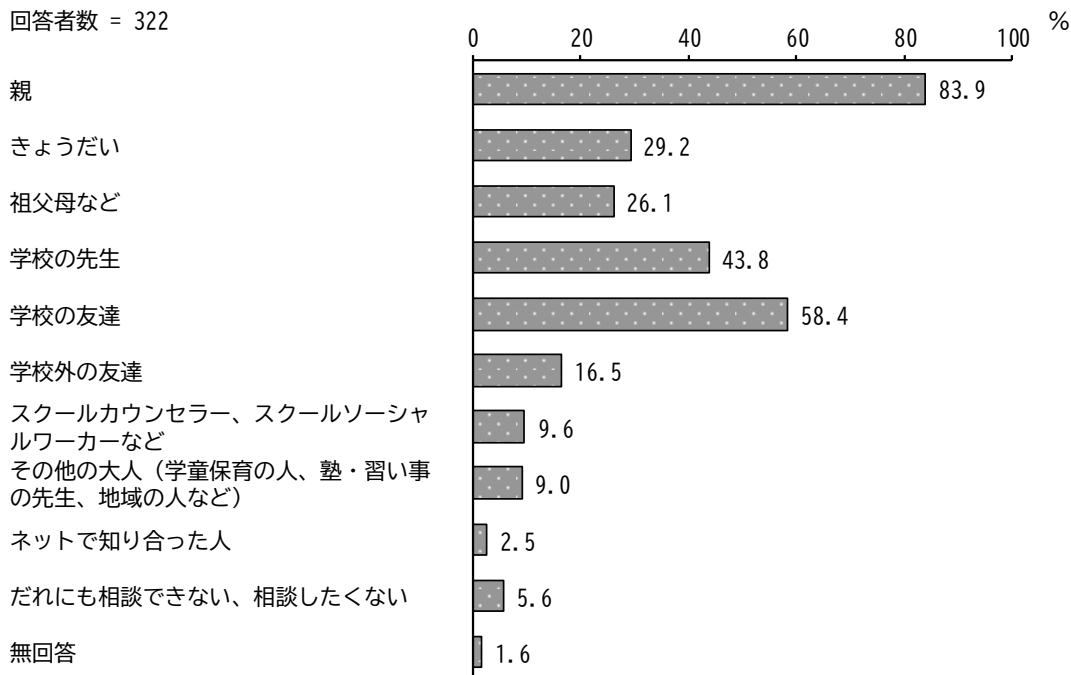


② 困っていることや悩みごとがあるときの相談相手

【小学生及び義務教育学校前期課程本人】

「親」の割合が 83.9%と最も高く、次いで「学校の友達」の割合が 58.4%、「学校の先生」の割合が 43.8%となっています。

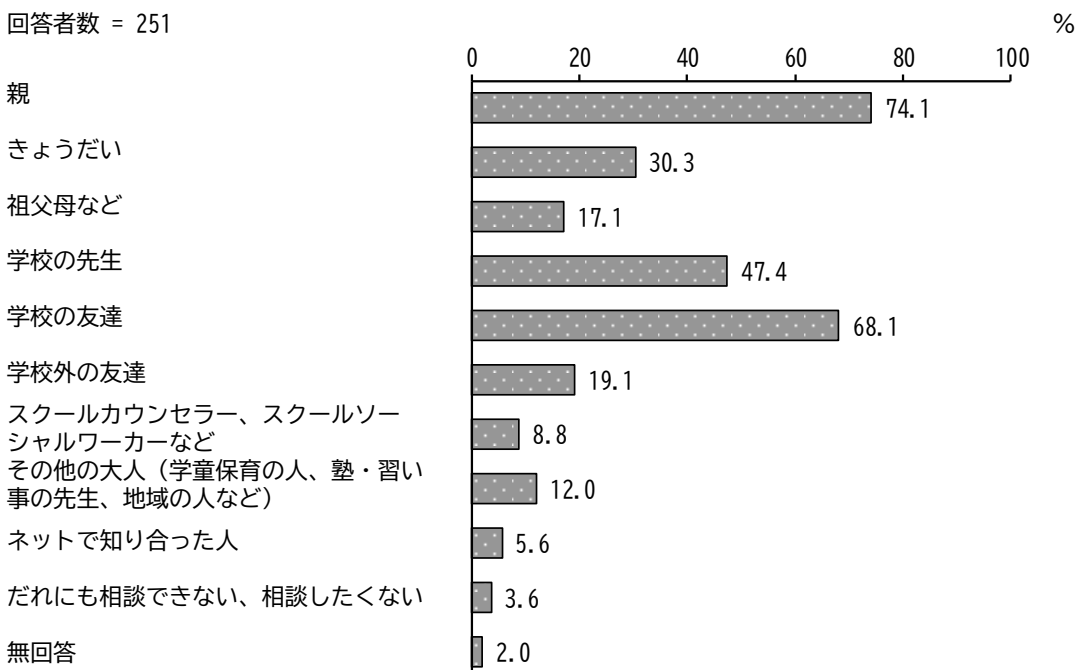
回答者数 = 322



【中学生及び義務教育学校後期課程本人】

「親」の割合が 74.1%と最も高く、次いで「学校の友達」の割合が 68.1%、「学校の先生」の割合が 47.4%となっています。

回答者数 = 251

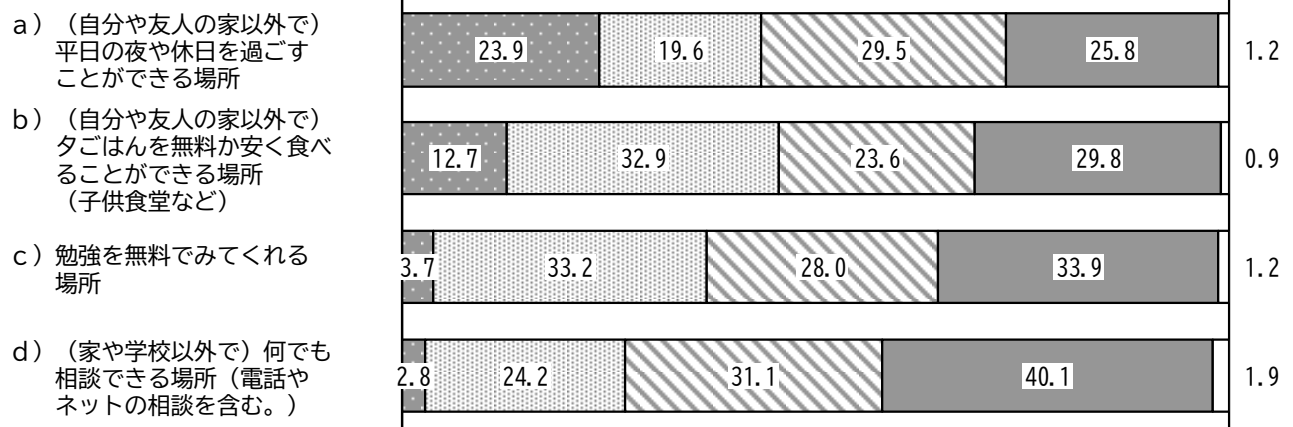


③ 利用したことがある場所

- 利用したことがある
- ▨ あれば利用したいと思う（利用したことはない）
- ▧ 今後も利用したいと思わない（利用したことはない）
- 今後利用したいかどうか分からない（利用したことはない）
- 無回答

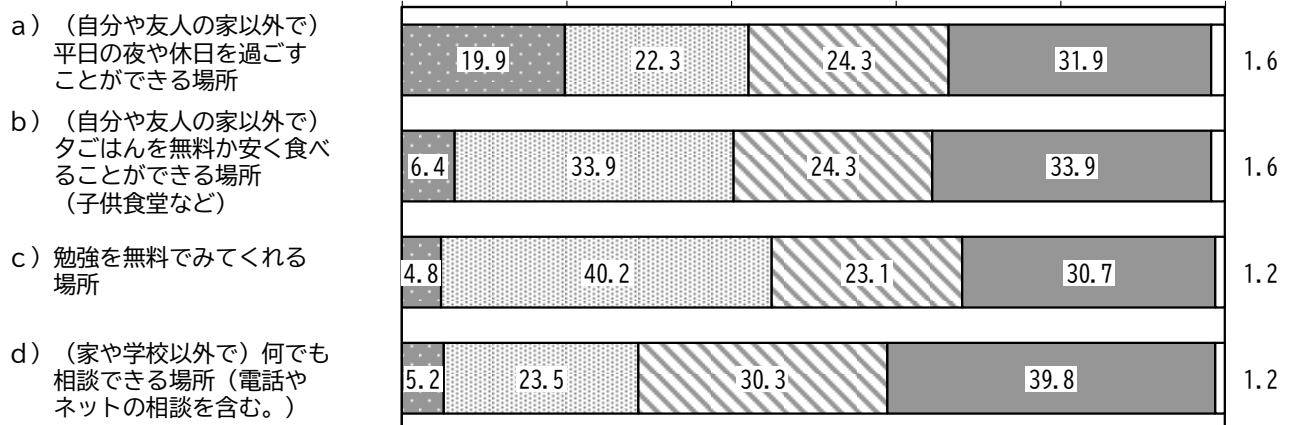
【小学生及び義務教育学校前期課程本人】

回答者数 = 322



【中学生及び義務教育学校後期課程本人】

回答者数 = 251



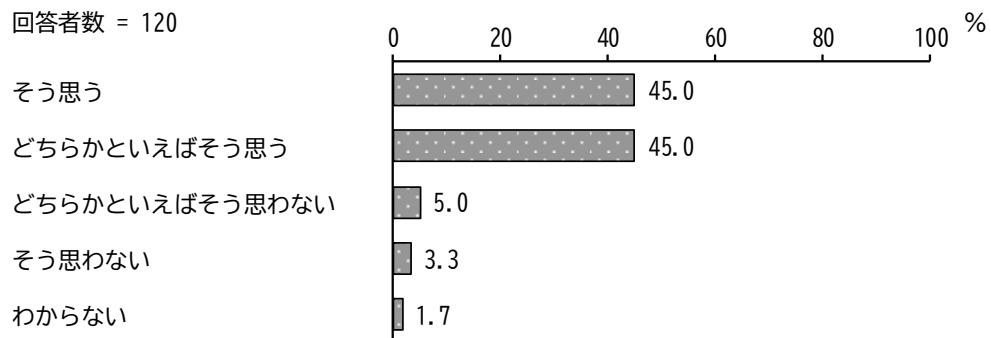
(4) 若者の意識について

① 今、幸せだと思うかの状況

【若者】

「どちらかといえばそう（幸せ）思う」「そう（幸せ）思う」の割合が 45.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう（幸せ）思わない」の割合が 5.0%となっています。

回答者数 = 120

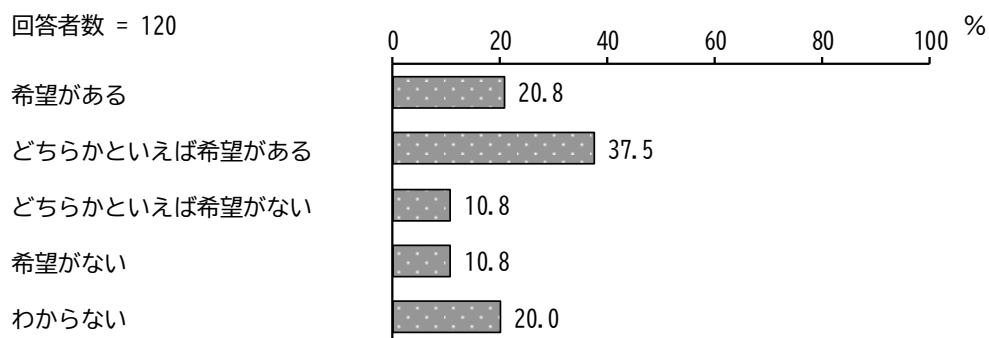


② 自分の将来について明るい希望があるかの状況

【若者】

「どちらかといえば希望がある」の割合が 37.5%と最も高く、次いで「希望がある」の割合が 20.8%、「わからない」の割合が 20.0%となっています。

回答者数 = 120

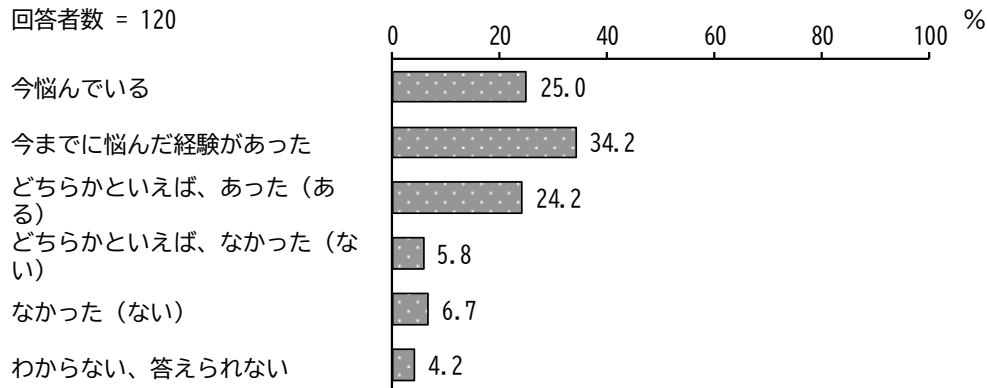


③ 悩んでいることの状況

【若者】

「今までに悩んだ経験があった」の割合が 34.2%と最も高く、次いで「今悩んでいる」の割合が 25.0%、「どちらかといえば、あった（ある）」の割合が 24.2%となっています。

回答者数 = 120

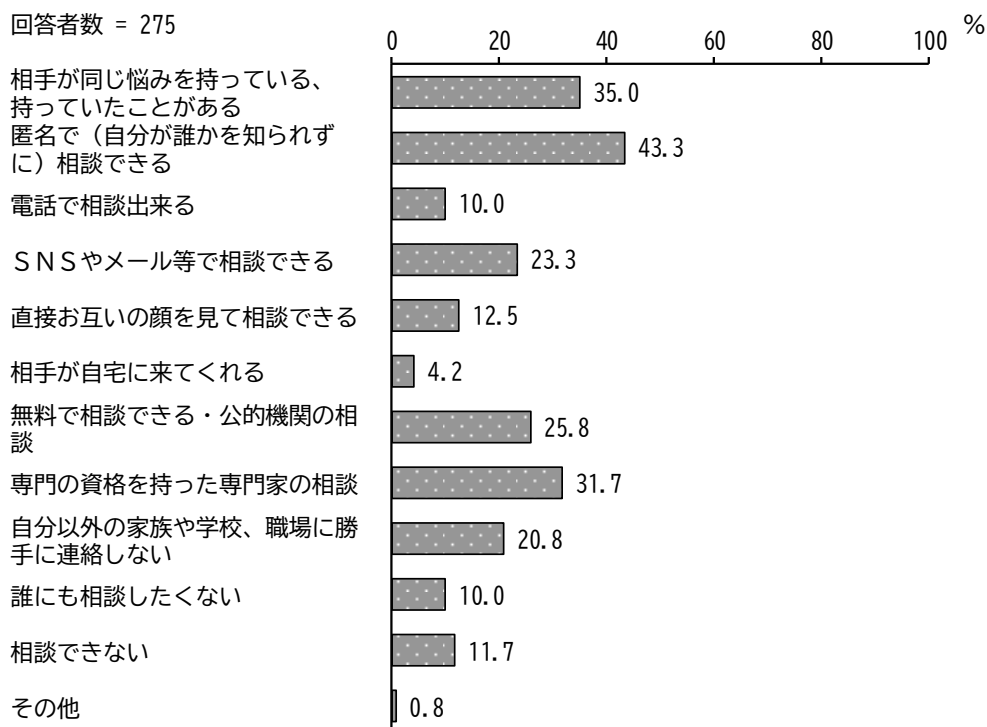


④ 悩んだときに、家族や知り合い以外で、相談したい場所等について（複数回答可）

【若者】

「匿名で（自分が誰かを知られずに）相談できる」の割合が 43.3%と最も高く、次いで「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」の割合が 35.0%、「専門の資格を持った専門家の相談」の割合が 31.7%となっています。

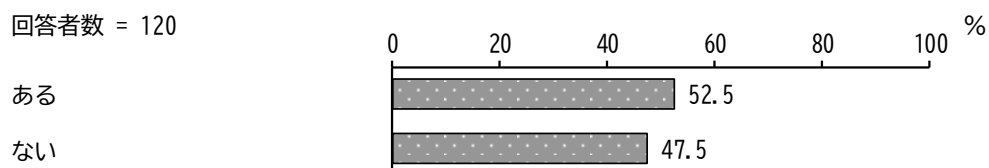
回答者数 = 275



⑤ 家や学校、職場以外の居場所の状況

【若者】

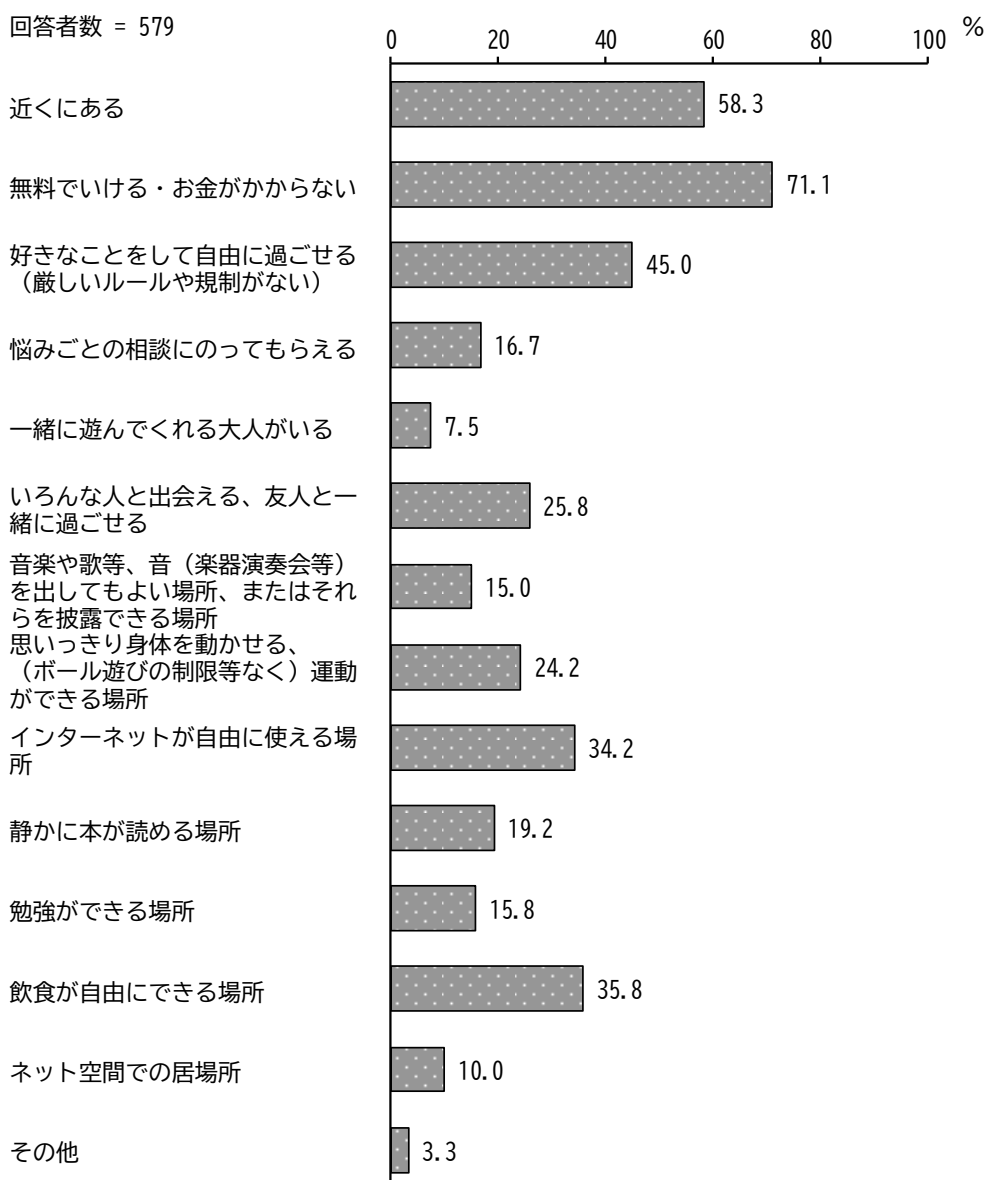
「ある」の割合が 52.5%と最も高く、次いで「ない」の割合が 47.5%となっています。



⑥ 家や学校、職場以外で、利用したい場所について（複数回答可）

【若者】

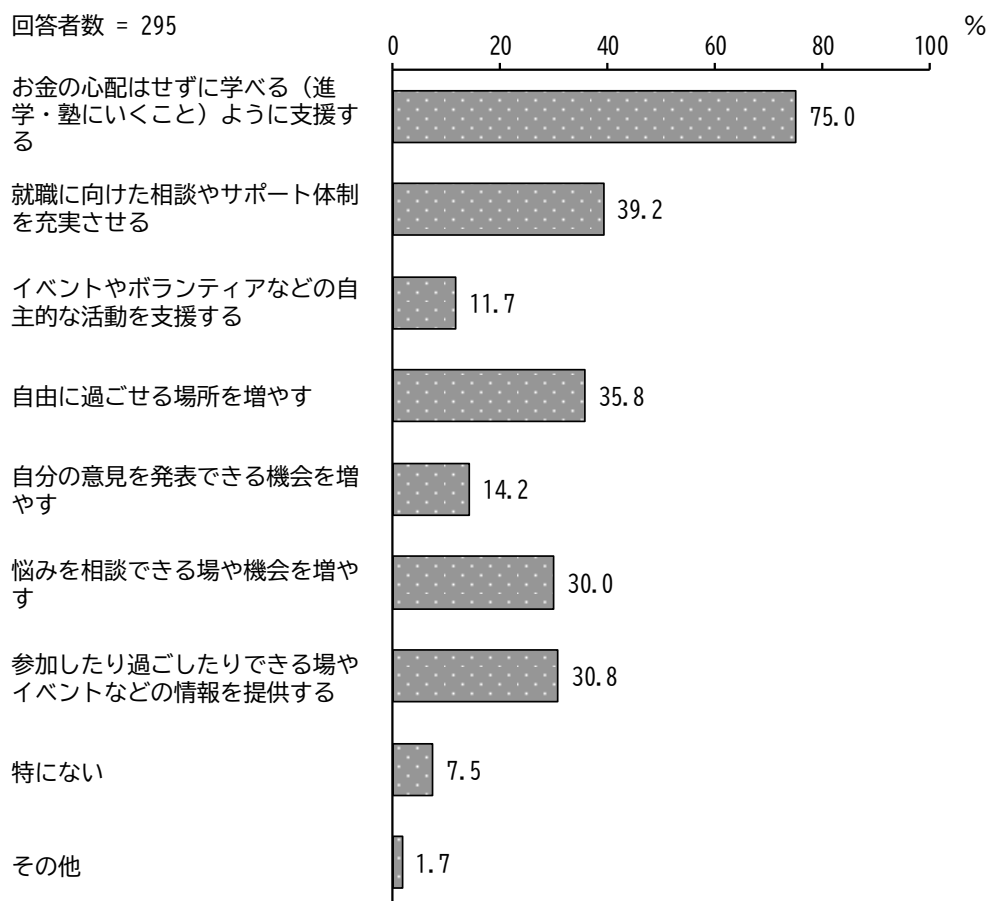
「無料でいける・お金がかからない」の割合が 71.1%と最も高く、次いで「近くにある」の割合が 58.3%、「好きなことをして自由に過ごせる（厳しいルールや規制がない）」の割合が 45.0%となっています。



⑦ 羽島市に必要な取り組みについて（複数回答可）

【若者】

「お金の心配はせずに学べる（進学・塾に行くこと）ように支援する」の割合が 75.0%と最も高く、次いで「就職に向けた相談やサポート体制を充実させる」の割合が 39.2%、「自由に過ごせる場所を増やす」の割合が 35.8%となっています。



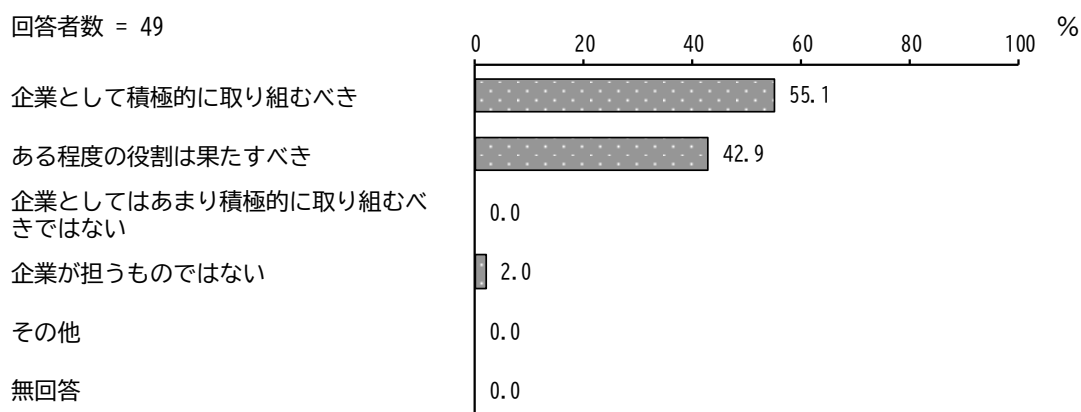
(5) 仕事と家庭の両立支援について

① 仕事と家庭の両立支援の考え方について

【企業】

「企業として積極的に取り組むべき」の割合が 55.1%と最も高く、次いで「ある程度の役割は果たすべき」の割合が 42.9%となっています。

回答者数 = 49

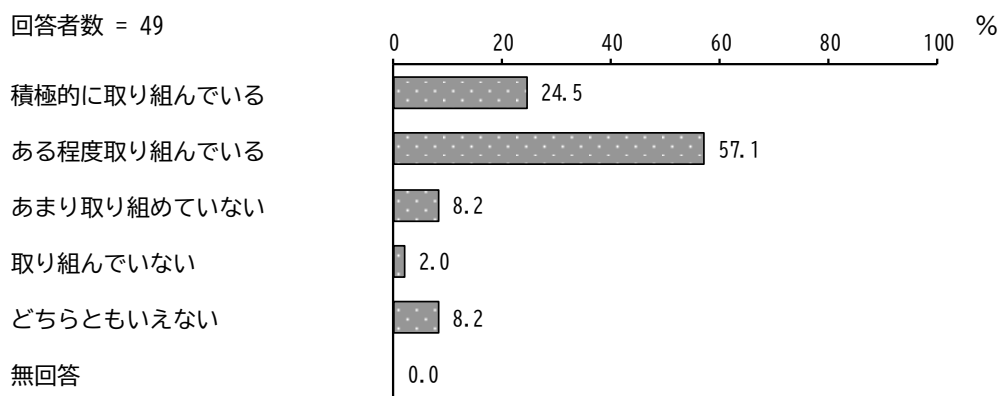


② 仕事と家庭の両立支援の現状について

【企業】

「ある程度取り組んでいる」の割合が 57.1%と最も高く、次いで「積極的に取り組んでいる」の割合が 24.5%となっています。また、「取り組んでいない」の割合が 2.0%となっています。

回答者数 = 49



第3章

計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

本市ではこれまで、第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画において、これからの羽島市を担う子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざして、「子どもたちが 健やかで幸せに暮らせるまち はしま」を基本理念として掲げ、取り組みを進めてきました。

また、本市の最上位計画である羽島市第7次総合計画（羽島市みらい共創プラン）では、目指す将来都市像を「未来へつなぐ スマイル羽島」として、次代を築くひと・産業・まちを育み、誰もが住み良いまちづくりを目指しています。

本計画では、これらの理念や方向性を踏まえつつ、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、「全てのこどもが 健やかで幸せに暮らせるまち はしま」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

全てのこどもが 健やかで
幸せに暮らせるまち はしま

2 基本目標

(1) 健やかな育ちの支援

こどもと若者は、今を生きる主体であり、そして、未来を担う存在です。こどもと若者の権利を尊重し、適切な情報提供や多様な体験の出来る環境づくり、心豊かな人間性を育む教育を推進し、自主性・社会性の育成や自己決定できる力を身に着けるための支援を行います。

また、配慮や支援が必要なこどもや家庭を対象に、関係機関が連携を図りながら、状況に合わせた必要かつ継続的な支援に努めます。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援

こどもの幸せな将来の実現に向け、ライフステージに応じたこどもやその家庭への切れ目のない支援を進めます。そのため、誕生前からの継続的なこどもの発育・発達への支援や、保育や教育の充実とともに、安心して出産や子育てができるよう、次代の親の育成など、こどもの健やかな成長と発達を総合的に支援します。

(3) 子育て家庭への支援

経済的な支援と、貧困家庭やひとり親家庭への自立支援の充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを推進し、保護者が安心して子育てができる環境づくりを進めます。

そして子育て家庭を含めて、誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指して、地域全体の力を高める活動を推進します。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策の方向性]

全てのこどもが 健やかで幸せに暮らせるまち はしま

1
健やかな育ちの支援

①こども・若者の権利の尊重

②健全育成の推進
多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり

③心豊かな人間性を育む教育の推進

④障がい児・医療的ケア児等施策の充実

⑤児童虐待防止対策の充実及び
ヤングケアラーへの支援

2
ライフステージに応じた
切れ目のない支援

(1)
誕生
前
から
幼児
期
まで

①母子の健幸づくりの推進

②乳幼児期の教育・保育の充実

(2)
学
童
期・
思
春
期

①小児医療体制の充実

②思春期の心と体の健幸づくり

③次代の親の育成

(3)
青
年
期

①修学・就労支援

②若者への自立支援

3
子育て家庭への支援

①子育て家庭に対する経済的支援

②貧困状態の家庭やひとり親家庭の自立支援

③仕事と家庭の両立支援

④食育の推進

⑤地域の子育て支援体制の整備

⑥交通安全・防犯対策の充実
安全・安心なまちづくり

第4章

施策の展開

[基本目標]

1 健やかな育ちの支援

- こども・若者が権利の主体として認められ尊重されること、また、こども・若者の今とこれからの最善の利益が図られることが求められています。
- アンケート調査では、こどもの権利について「内容を知っている」と回答した人より、「内容を知らない」と回答した人が多くなっています。こども・若者の権利について理解を促進するための情報発信や周知啓発を行うことが必要です。
- こども・若者、当事者の視点を尊重し、意見を述べることができる場や機会をつくり、その意見を施策に反映させる取り組みが必要です。
- こども・若者が年齢や発達の程度に応じて、自然体験、職業体験、文化芸術体験など多様な体験・外遊びを含む様々な遊びができるよう、地域資源も生かした遊びや体験の機会の場づくりが求められています。
- 体験やコミュニケーションを通して、また様々な情報や多様な考え方にふれることで、こども・若者が学びを深め、豊かな人間性を育むことができる教育を推進します。
- 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への継続した相談支援・発達支援等を、関係機関と連携を図り実施していくことが必要です。
- 児童虐待、ヤングケアラーなど様々な要因により困難な状況にあるこどもやその家族に対して、一人ひとりの状況に応じた切れ目のないきめ細やかな支援ができるような相談支援体制が求められています。

① こども・若者の権利の尊重

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
1	こども・若者が権利の主体であることの周知啓発	こどもと若者が権利の主体であることの周知のために、ホームページやパンフレット等とおして広報啓発を行います。	子育て・健幸課
2	こども・若者の意見反映や参画促進	こども・若者に関わる施策や事業を実施したりする際には、当事者であるこども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策や事業に反映させる取り組みを行います。また、こども・若者に関する計画策定の会議などへの参画を促進します。	子育て・健幸課
3	こどもの権利にかかわる学校での取り組み	こどもの権利について学び、理解するための取り組みとし、市内の小中学校、義務教育学校において、こどもの権利を深める活動を実施します。	学校教育課
4	人権問題啓発事業の推進	「人権を考える会」において、小中学校、義務教育学校の人権作文及び「社会を明るくする運動作文コンテスト」の発表、人権作品表彰並びに講演会を行い、人権を尊重する意識の醸成に努めます。また、非行等のない地域社会の構築について考える気運の高揚を図ります。	生涯学習課 市民総合相談室 福祉課
5	人権擁護委員による意識啓発	人権擁護委員が市内及び羽島地区部会（羽島市・笠松町・岐南町）の小学校及び義務教育学校前期課程や保育園等を対象に、人権啓発・普及活動を行います。	市民総合相談室
6	人権教育の充実	豊かな人権感覚が身に付くよう、市民を対象にした講演会を開催します。また、市内小学校5・6年、中学校、義務教育学校5～9年、特別支援学校小学部5・6年及び中学部に在籍する児童・生徒を対象に人権作文コンクールを実施します。	生涯学習課

② 健全育成の推進

多様な遊びや体験・活躍ができる機会や居場所づくり

【主な取り組み・事業】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
7	児童センター運営事業	児童が健やかに育つため、地域の児童健全育成の拠点として、こどもの居場所を提供します。	子育て・健幸課
8	放課後児童健全育成事業	昼間、保護者が労働等により家庭にいない小学校及び義務教育学校前期課程児童に対し、授業終了後に余裕教室等を利用して適切な遊びを与え、健全な育成を図ります。	子育て・健幸課
9	ブックスタート事業	乳児健診を受診する親子にブックスタートとして絵本を手渡し、絵本を通じて親子が心ふれあうひとときを持つきっかけをつくります。	子育て・健幸課
10	おはなしひろば事業	幼児から小学校及び義務教育学校前期課程低学年を対象に、紙芝居、絵本の読み聞かせ、腹話術等を行い、こどもたちに本のよろこびを知ってもらいこどもたちのふれあいの場として事業を実施します。	図書館
11	子ども会活動	異年齢の仲間とともに様々な体験や活動を通して社会性、協調性、連帯性を身に付け、実行力、忍耐力、健康な身体と安定した情緒を培います。	生涯学習課
12	ジュニアリーダークラブ活動	集団活動やボランティア活動を通して責任感、連帯感、社会性を育みます。また、子ども会活動が円滑に推進されるようサポート役を担う等主体的、自主的な活動の企画実践を通して、指導者としての資質の向上を図ります。	生涯学習課
13	青少年の健全育成	青少年育成推進指導員・推進員・育成員を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動の支援や、わたしの主張等市全体事業を行い、地域の大人の意識向上と青少年の活動機会を創出します。	生涯学習課
(6)	人権教育の充実【再掲】	豊かな人権感覚が身に付くよう、市民を対象にした講演会を開催します。また、市内小学校5・6年、中学校、義務教育学校5～9年、特別支援学校小学部5・6年及び中学部に在籍する児童・生徒を対象に人権作文コンクールを実施します。	生涯学習課
14	小中高特生徒指導連携強化委員会活動の充実	警察、青少年育成推進指導員、主任児童委員、学校等で、生徒指導上の諸問題について研究協議し、連携をとりながら問題解決に努めます。	学校教育課
15	教育支援センター	青少年の補導活動や指導を中核に、学校・警察等の関係諸機関や青少年育成市民会議等と連携し、青少年の非行防止と健全育成に努めます。また、環境浄化のため、書店やコンビニへの立入調査も行います。	学校教育課
16	地域ふれあい事業	夏祭り、運動会、文化祭等地域の特色を活かした活動をコミュニティセンターごとに実施することで、地域コミュニティの活性化を図り、こどもたちを健全に育成する環境を整えます。	市民協働課 (各コミュニティセンター)

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
17	特色ある講座事業	こどもから高齢者まで参加できる地域の特色を活かした様々な講座を実施し、こどもたちに地域の良さを伝えていきます。	市民協働課 (各コミュニティセンター)
18	民生委員・児童委員、主任児童委員活動	子育て等の悩み事について、各委員が相談、支援、行政機関等へのつなぎ役として活動しています。	福祉課 子育て・健幸課
19	体験活動の充実	児童センターでの親子体験教室や、放課後子ども教室での世代を超えたふれ合い活動等を通して人を思いやる心を育むなど、多様な体験の機会を設けます。	子育て・健幸課 生涯学習課 市民協働課 学校教育課

③ 心豊かな人間性を育む教育の推進

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
20	キャリア教育の推進	キャリア発達や個としての自立を促す視点を教育課程に位置付け、児童生徒一人ひとりの勤労観、職業観を育てます。	学校教育課
21	学校教育への外部人材の活用	クラブ活動や総合的な学習の時間に、地域の人の能力を活かした学習の場を開設し、多様な人材を活用します。	学校教育課
22	特別支援教育の充実	羽島子ども応援サポーターを配置し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導をサポートします。また関係機関と連携して、早期からの教育相談の充実に努めます。	学校教育課
23	小学校英会話指導	小学校及び義務教育学校前期課程において、担任と英語指導助手で楽しく学ぶことを基本として英会話指導を行います。	学校教育課
24	メンタルフレンドの配置	大学生が家庭訪問や適応指導教室こだまの活動に参加し、こどもたちの友達になって、遊びや会話を通して生活空間を広げることにより、情緒の安定と自己回復力を引き出すことを行います。	学校教育課
25	スクールカウンセラーの配置	臨床心理士等児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識・経験を有するものの中から選考の上任用された人を学校に派遣し、こどもとのカウンセリングや先生方とのコンサルテーション、保護者との面接相談や自由来室活動等様々な活動をします。	学校教育課
26	いじめ不登校対策専門員の配置	児童生徒が気軽に悩み等を話せ、ストレスを和らげることのできる相談員を学校に配置し、児童生徒の話し相手や相談にあたります。	学校教育課

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
27	適応指導教室開設事業（こだま・のぞみ）	不登校及び不登校傾向の児童生徒を対象に、一人ひとりに応じた段階的な支援を行うために、基礎的な学習や軽スポーツ、市内散策等を行い自発的に学校へ行けるよう支援、援助します。	学校教育課
28	スクールソーシャルワーカーの設置	こども本人と向き合うだけでなく、家庭や行政、福祉関係施設等、外部機関と連携しながら、こどもを取り巻く環境を改善して健全育成を図ります。	学校教育課
29	学校運営協議会の活用	教育委員会が委嘱した校区内の有識者で組織し、保護者や地域住民等の意向を把握し協力を得るとともに、学校運営の状況を周知する等学校の説明責任を果たし、地域とともにある学校づくりのために提案や提言を受け、活用に努めます。	学校教育課
30	外部評価の活用	各小中学校及び義務教育学校が自己点検・自己評価を実施し、その結果を保護者や地域住民に公開するとともに、保護者・学校運営協議会等による学校関係者評価を活用し、適切な学校運営が行われているか客観的に評価します。	学校教育課
31	教育公開の推進	地域の人や保護者に学校の授業や行事を公開し、信頼される学校づくりの一環として行います。	学校教育課
32	幼児教育に関する情報提供	園だよりの発行による情報提供や、相談活動等を実施します。	学校教育課
33	幼稚園、保育園と小学校との連携	小学生と幼児の交流や、職員同士の交流を図ります。また、羽島市幼保小連携担当者会を開催し、小学校就学前後の節目が切れ目にならないよう取り組みを行います。	学校教育課
34	インクルーシブ教育の推進	西部幼稚園では、障がいの有無や程度、外国にルーツがある園児などにおいて、学びの場を分けるのではなく、同じ空間で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的支援を必要とするこどもに最良の指導を行うことを目指します。また、保育施設におけるインクルージョン推進への取り組みを支援します。	学校教育課 子育て・健幸課
35	放課後子ども教室推進事業	心豊かでたくましいこどもたちを地域社会の中で育む環境づくりを推進するため、学校の余裕教室等を活用し、地域の協力を得ながら、スポーツや文化活動等の体験活動を行います。推進にあたって放課後児童教室との連携を図っています。	生涯学習課
(6)	人権教育の充実【再掲】	豊かな人権感覚が身に付くよう、市民を対象にした講演会を開催します。また、市内小学校5・6年、中学校、義務教育学校5～9年、特別支援学校小学部5・6年及び中学部に在籍する児童・生徒を対象に人権作文コンクールを実施します。	生涯学習課
36	学校施設の整備	安全・安心な教育環境を確保しつつ、学校のあり方の検討を踏まえた教育環境の充実や計画的・効率的な施設整備を推進します。	教育政策課
37	総合型地域スポーツクラブの推進	誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しめるよう市内の4つの総合型地域スポーツクラブにおいて、各年代のニーズに合ったスポーツイベント及びスポーツ教室を開催し、市民の健康増進と生涯スポーツの充実を図ります。	スポーツ推進課

④ 障がい児・医療的ケア児等施策の充実

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
38	障がい福祉サービス、医療的ケア児の支援	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービスとして、障がいのある子を居宅において入浴、排せつ、食事等の援助を行う居宅介護、保護者の疾病その他の理由により、施設等に短期間入所し、必要な支援を行う短期入所等の利用が可能です。また、児童福祉法に基づく障害児通所支援として、通所により日常生活動作や集団生活への適応等に関する指導及び訓練を行う児童発達支援、学校に就学している児童に対し、授業終了後又は休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う放課後等デイサービス等の利用が可能です。また、医療的ケア児の支援のため、関係機関等が連携を図るための協議の場の設置及び医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。	福祉課
39	児童発達相談支援事業	こどもが健やかに発達していくことを目的とし、保護者に対して発達やことばの相談、支援を行います。	福祉課
40	岐阜地域児童発達支援センター組合運営事業	手、足や体幹の機能に障がいのある比較的長期的治療が必要な学齢前の児童と保護者に対して、機能訓練、言語訓練、生活指導を行い、職員と協力しあって将来社会においての1人立ちを目指して療育を行う事業で、岐阜市を始めその構成市町で運営管理をします。	福祉課
41	特別児童扶養手当	健全な発育を助長し、福祉の向上を図るために、知的又は身体に障がいのある20歳未満の方（身障手帳1級～3級、療育手帳A・B1・B2の一部の所持者）の保護者に手当を支給します。	福祉課
42	障害児福祉手当	20歳未満の方で、重度の障害のため、日常生活において常時介護を必要とする方（身障手帳1級、療育手帳A程度の所持者）に手当を支給します。	福祉課
43	重度心身障害者医療費助成	重度心身障害者（身障手帳1級～3級、療育手帳A1～B1、身障4級で戦傷病者手帳保持者、精神手帳1級・2級所持者）が病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。	保険年金課
44	重度心身障害児福祉手当	健全な発育を助長し、福祉の向上を図るために、20歳未満の心身に重度の障がい（身障手帳1級～3級、療育手帳B1以上の所持者）の保護者に手当を支給します。	福祉課
(22)	特別支援教育の充実【再掲】	羽島子ども応援サポーターを配置し、障がいのある児童生徒の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導をサポートします。また関係機関と連携して、早期からの教育相談の充実に努めます。	学校教育課

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
45	障害児保育事業	特別児童扶養手当の支給対象である重度障がい児が入所している保育所等及び身体障害者手帳（５級以上）や療育手帳交付児等の軽度障がい児が入所している保育所に対して助成し、障がい児の受入れを支援します。	子育て・健幸課
46	心理相談	発達に関する相談が必要な幼児の相談を行います。	子育て・健幸課
47	乳幼児健康診査事業	１か月児・４か月児・１０か月児・１歳６か月児・３歳児を対象に、成長発達の確認、疾病・心身障がいの早期発見をし、適切な援助を講じるために実施します。	子育て・健幸課
48	就学前巡回訪問（相談）事業	保健センター、羽島特別支援学校、羽島市発達支援センター、市内関係学校、羽島市教育委員会の各担当者でチームを作り、市内の各保育園、幼稚園、認定こども園への巡回訪問を行います。訪問後、園での支援の仕方の検討や就学先での支援の在り方の相談をします。	学校教育課 子育て・健幸課
49	サポートファイルの普及・啓発	本人・保護者と支援者をつなぎ継続的な支援が行えるよう、支援内容や相談内容、検査結果等を記録、保管するファイルを作成し、配付します。	学校教育課

⑤ 児童虐待防止対策の充実及びヤングケアラーへの支援

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
50	こども家庭センターの設置 (子育て相談センター 羽っぴい)	虐待予防から子育てに困難を抱える家庭まで、すべてのこども、妊産婦、子育て家庭を対象に、児童福祉と母子保健の双方の視点から、相談、支援を行います。必要に応じて子育て支援サービス等を紹介するとともに、関係機関と連携して支援を行います。	子育て・健幸課
51	要保護児童対策及びDV対策地域協議会	要保護児童（養育、虐待、非行、不登校等の問題を抱えた児童）の状況改善のために、関係機関等が必要に応じた連携をとって支援にあたります。また、DVのケースに対する連携支援も行います。	子育て・健幸課 学校教育課
52	家庭児童相談業務の充実・強化	相談窓口を住民に周知するとともに、専門的な知識等が必要になることから、人的資源を積極的かつ、有効的に活用しつつ相談窓口の充実・強化を図ります。	子育て・健幸課 市民総合相談室
53	こんにちは赤ちゃん事業 (乳児家庭全戸訪問事業)	生後４か月までの乳児を持つ全家庭に保健師、助産師が訪問し、育児相談、成長発達の確認等を行い、育児不安の解消に努めます。	子育て・健幸課
54	地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。	子育て・健幸課
55	ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化	ヤングケアラーに関する普及啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。	子育て・健幸課

2 ライフステージに応じた切れ目のない支援

(1) 誕生前から幼児期まで

○こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い人生の確かなスタートを切るための重要な時期です。また、保護者・養育者の「子育て」を支えることや、「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、こどものおかれた環境等に十分に配慮し、ウェルビーイングの向上を図ることが重要です。

○妊娠や出産は心身に大きな変化をもたらす、多くの妊産婦が不安を感じやすい時期です。核家族化の影響などにより、身近に気軽に相談したり、助けてくれる人が少なくなる中、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援が求められています。

○妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、適切なサービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して妊娠、出産、子育てできる伴走型の相談支援の取り組みが必要です。

○妊産婦の健康や乳幼児の健やかな成長・発達のため、妊産婦健診をはじめ産前産後の相談支援や育児相談など親に対する支援と、乳幼児健診や予防接種などのこどもへの支援といった母子保健事業を通して、それぞれの時期に対応した切れ目のない支援の取り組みが必要です。

○幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えていくことが重要です。

① 母子の健幸づくりの推進

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
56	利用者支援事業 (妊婦等包括相談支援事業)	子育て相談センター羽っぴいでは、妊産婦等に寄り添い、妊娠時から出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援の推進を図ります。	子育て・健幸課
57	プレコンセプションケアの取り組みの推進	男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアに関する情報の周知を行います。	子育て・健幸課

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
58	母子健康手帳の交付	母子の健康管理のために、妊娠・出産・育児を記録する手帳を交付します。妊婦向けの事業や相談先一覧等の情報提供も同時に行います。	子育て・健幸課
59	妊婦健康診査	妊婦を対象に、母体や胎児の健康管理のために、医療機関に委託して実施します。	子育て・健幸課
60	産婦健康診査	産婦を対象に、産後の健康管理のために、医療機関に委託して実施します。	子育て・健幸課
61	妊婦歯科健康診査	妊婦を対象に、歯科疾患予防のために歯科健診、歯科保健指導を医療機関に委託して実施します。	子育て・健幸課
62	パパママ教室	妊婦やそのパートナーを対象とし、妊娠中の生活や出産、育児について学ぶ機会を提供します。	子育て・健幸課
63	産後ケア事業	出産後の母親と生後12か月未満の乳児が、医療機関や助産所で宿泊又は通所しながら、心身のケアや育児に関する相談指導を受けるサービスです。	子育て・健幸課
(47)	乳幼児健康診査事業【再掲】	1か月児・4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、成長発達の確認、疾病・心身障がい等の早期発見をし、適切な援助を講じるために実施します。	子育て・健幸課
64	歯科健康診査	むし歯の予防を目的として、1歳6か月児と3歳児の健康診査の中で実施します。	子育て・健幸課
65	はみがき教室とフッ化物塗布	2歳児を対象に、歯みがき指導、歯科健診及びフッ化物塗布を行います。また1歳6か月児健診、3歳児健診においてもフッ化物塗布を行います。	子育て・健幸課
66	乳幼児相談	乳幼児を対象に、身体計測、各種相談を行います。	子育て・健幸課
67	母子訪問事業	保健師や助産師が妊婦や母子を訪問し、育児指導や相談を行います。	子育て・健幸課
68	予防接種事業	定期の予防接種を実施します。	子育て・健幸課
69	母子保健推進員活動事業	母子保健事業に参加し、遊びの紹介等を行います。また、きめ細やかな支援を行うため、年1～2回の研修会を開催し、資質向上に努めます。	子育て・健幸課
70	巡回歯科衛生教育	市内年長児を対象に歯みがき指導を行います。	子育て・健幸課
71	乳幼児の事故予防啓発	誤飲予防の啓発や家内の安全対策等こどもが事故にあわない環境づくりについて、啓発活動を行います。	子育て・健幸課
(53)	こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）【再掲】	生後4か月までの乳児を持つ全家庭に保健師、助産師が訪問し、育児相談、成長発達の確認等を行い、育児不安の解消に努めます。	子育て・健幸課
72	養育支援訪問事業	養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、当該家庭の支援を行います。	子育て・健幸課

② 乳幼児期の教育・保育の充実

【 主な取り組み 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
73	通常保育事業	共働き世帯等、保育の必要性がある乳幼児のために保護者に代わって保育します。	子育て・健幸課
74	延長保育事業 (時間外保育事業)	就業形態の多様化や、通勤時間の伸長等に対応した長時間保育を促進するため、延長保育を実施する保育所に対して助成をし、働く保護者を支援します。	子育て・健幸課
75	一時預かり事業 (未就園児)	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園等で一時的に預かります。	子育て・健幸課
(45)	障害児保育事業【再掲】	特別児童扶養手当の支給対象である重度障がい児が入所している保育所等及び身体障害者手帳(5級以上)や療育手帳交付児等の軽度障がい児が入所している保育所に対して助成し、障がい児の受入れを支援します。	子育て・健幸課
76	低年齢児保育促進事業	保護者がいつでも希望する保育所等へこどもを入所させることができるよう受入体制を整え、県が定める保育士配置基準を満たしている保育所に対し人件費を助成し、低年齢児の受入れを促進します。	子育て・健幸課
77	保育所広域入所事業	保育の必要性がある児童の保護者が市外に通勤している場合、勤務先のある市町村の保育所等に入所させることが可能です。また、里帰り出産により実家の所在する市町村の保育所等に入所させることも可能です。	子育て・健幸課
78	保育所施設整備事業	少子化により児童数が減少する中で、老朽施設の改築等にあわせ、保育所の特別保育や地域の子育て支援等の多機能化に重点をおいた計画的な整備を図り、地域の実情にあった保育サービスの提供を図ります。 その過程で今後策定予定の「羽島市保育施設整備計画(仮称)」との整合性を図りながら必要な整備を行います。	子育て・健幸課
79	幼稚園における教育	教育目標や目指す姿、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(10の姿)をめざし、3歳から5歳の各年齢や一人ひとりの発達段階に応じた幼児教育を行います。	学校教育課
80	病児・病後児保育事業 (病児保育事業)	生後7か月から小学校及び義務教育学校3年生まで乳幼児と児童が病時又は病気の回復期にあって、保護者が就労等により家庭で育児を行うことが困難な時の保育と看護をします。	子育て・健幸課
81	乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	令和8年度より、満3歳未満のこどものいる子育て世帯を対象に、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園サービスの提供を行います。	子育て・健幸課

(2) 学童期・思春期

- 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む時期で、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身に付ける時期です。
- 思春期は、他者や社会との関わりの中で、自分の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期です。一方、自己の存在に対しての様々な葛藤を抱えたり、学業や家族・友人との関係などに悩んだりする繊細な時期でもあります。
- 性の問題の低年齢化をはじめ、薬物乱用、喫煙、飲酒等の問題に対して、正しい知識の普及や啓発を推進していくことが重要です。
- 地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の充実を図ることが求められています。
- こどもたちが将来、こどもを育てる責任と喜びを感じながら、積極的に子育てに関わっていけるよう、子育てや家庭の大切さ、仕事に対する姿勢等を学ぶ場としての体験の機会を提供し、次代の親としての意識醸成を図ることが必要です。

① 小児医療体制の充実

【主な取り組み・事業】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
82	休日急病診療の周知	休日急病診療の周知に努めます。	子育て・健幸課
83	歯科休日急病診療の周知	歯科休日急病診療の周知に努めます。	子育て・健幸課
84	かかりつけ医の推奨	各家庭でかかりつけ医を持つよう啓発活動に努めます。	子育て・健幸課
85	小児救急体制の整備	岐阜圏域における小児救急医療体制の充実に向けて、初期救急医療体制の確保及び調整、2次救急医療体制の整備、市民への周知等を行います。	子育て・健幸課

② 思春期の心と体の健幸づくり

【主な取り組み・事業】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
86	羽島市学校保健会活動の推進	性・薬物、生活習慣、喫煙等様々なテーマを用いて、児童・生徒・教職員・保護者等を対象に、健康保持と学校保健の普及向上を図るため三師会等と連携を図り、講演会等を実施します。	学校教育課
87	性教育の推進・薬物乱用防止・喫煙防止教育、がん教育の充実	保健体育のカリキュラム内で実施します。また、外部の専門家を招き、学校行事等を利用して講演会等を実施します。	学校教育課

③ 次代の親の育成

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
88	確かな学力の育成	基礎的、基本的な内容を確実に身に付けさせる指導、一人ひとりの実態に応じたきめ細かな指導の充実を図り、確かな学力を育成します。	学校教育課
89	基礎的な体力の向上	豊かな心の育成とともに、体力の向上を図る教育を推進し、健康な体づくりを支援します。	学校教育課
90	基本的な生活習慣の推進	規則正しい生活習慣を身に付けることで、心身ともに健康な生活ができる児童生徒を育成します。	学校教育課
91	乳幼児ふれあい体験	市内の保育園や幼稚園、認定こども園と連携して、中学生が乳幼児とふれあう機会をつくり、保育について体験的に学ぶとともに、豊かな心と思いやりの心の醸成を図ります。	学校教育課
92	家庭における意識啓発の推進	性別役割分担意識を改め、家庭生活において男女がともに協力し合うという意識啓発を推進します。	学校教育課
93	家庭教育学級の推進	こどもの健全な身体と人格の発達に大きな役割を果たす保護者に、家庭教育に関する学習機会や仲間づくりの場を提供し、「親」としての資質向上を図る支援をします。	学校教育課
(13)	青少年の健全育成【再掲】	青少年育成推進指導員・推進員・育成員を中心とした地域ぐるみの青少年育成活動や、わたしの主張等市全体事業を行い、地域の大人の意識向上と青少年の活動機会を創出します。	生涯学習課

(3) 青年期

○青年期は、心理的、社会的に発達し、成人期へと移行していくための準備期間として、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。

○若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、高等教育段階の修学支援を実施することが求められています。

○様々な就労支援を行い、若者の夢や希望の実現と社会的・職業的な自立を推進する必要があります。

○結婚を希望する若者を支援するため、若者の出会いの機会・場の支援について、より広域での展開が求められています。

① 修学・就労支援

【主な取り組み・事業】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
94	貸付金制度の周知	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進します。修学資金・就学支度資金等、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知に努めます。	子育て・健幸課
95	就職・再就職に関する情報提供	市役所内に設置する求人情報コーナーにおいて、ハローワークからの情報（週間求人情報、週間パート情報）を提供することや、ハローワークの出張相談「マザーズおしごと相談会」の周知に努めます。また、女性の就業スキル習得につながる講座等の周知及び啓発を行うことで、就業継続の支援を行います。	商工観光課 子育て・健幸課 市民協働課
96	若者の奨学金返還支援	岐阜県と連携して奨学金返還支援を実施し、地元企業に就職する若者を支援します。	商工観光課
97	地元企業への就労促進	地元企業による説明会や企業展の開催などの情報発信を通じて、学生の地域への就労を促します。	商工観光課
98	地方就職学生の支援	大学卒業後に羽島市に移住し岐阜県内で働くことなどを条件として、東京圏内の大学に通う学生を対象に企業の採用活動等に係る費用の一部を支援します。	総合政策課

② 若者への自立支援

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
99	若者の相談体制の充実	様々な困難を抱える青少年を総合的に支援するために「岐阜県青少年ＳＯＳセンター」の相談窓口の周知や、関係機関と連携し、若者の相談体制の充実を図ります。	子育て・健幸課 福祉課
100	こころの相談支援	こころに不調をかかえている本人・家族が早期に適切な支援機関につながるように、「岐阜保健所」や「岐阜県精神保健福祉センター」の相談窓口の周知、関係機関と連携し相談支援を行います。	子育て・健幸課 福祉課
101	ひきこもりに関する相談支援	ひきこもりの状態にある本人・家族が早期に適切な支援機関につながるように、「岐阜県ひきこもり地域支援センター」の相談窓口の周知や、関係機関と連携しながら、ひきこもり支援の充実に努めます。	福祉課
102	生活困窮者自立支援事業	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	福祉課
103	結婚を希望する方への支援	ぎふマリッジサポートセンターと連携し、「おみサポ・ぎふ」への会員登録を行います。また、婚活情報サイト「コンサポ・ぎふ」の情報提供を行い、広域的なイベントの情報提供に努めます。	市民総合相談室 子育て・健幸課

3 子育て家庭への支援

- 子育て家庭の方が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるようにすることが、こどもの健やかな成長のために重要です。
- アンケート調査では、「子育てに伴う経済的支援が充実している」と思わない人が前回調査と比較して高くなっています。子育て支援への経済的支援への要求が高くなっています。
- 経済的な理由で、こどもを産み育てることが困難な状況にならないよう各種手当等の経済的支援の充実が必要です。
- 貧困状態の家庭やひとり親家庭に対して、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知が必要です。
- 仕事と子育てを両立する上で、企業等における子育てへの支援が重要となるため、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていく必要があります。
- こどもの食育を推進するため、保護者等に対して食育に関する情報提供や様々な学習や機会を充実させる必要があります。
- 核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化している中で、祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況があり、子育てが孤立化し、不安感、負担感が増大する要因になっています。
- アンケート調査によると、子育てに関する相談相手については「祖父母等の親族」や「友人や知人」といった身近な人に相談する比率が多く、別の選択肢をあまり持っていない状況です。
- 子育て中の親子が身近な場所で気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供し、育児不安の軽減を図る必要があります。
- こどもが事件や事故に巻き込まれないよう、こどもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高めることが必要です。また、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯・交通安全教育を行う必要があります。
- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保できるよう、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。

① 子育て家庭に対する経済的支援

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
104	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とし、高校生年代まで（18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで）の児童を養育している者に手当を支給します。	子育て・健幸課
105	こども医療費助成	こどもが病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。入院、外来ともに 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで助成します。	保険年金課
106	養育医療費助成	身体の発育が未熟のまま生まれた新生児に対して、その養育に必要な医療費の一部を助成します。	保険年金課
107	出産育児一時金（国民健康保険）	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産育児一時金を支給します。	保険年金課
108	国民健康保険税の産前産後期間軽減	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民健康保険税を軽減します。	保険年金課
109	国民年金第 1 号被保険者の産前産後期間免除	国民年金第 1 号被保険者が出産した場合、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除します。	保険年金課
110	幼児教育・保育の無償化	子育て世帯の負担を軽減するため、3 歳～5 歳児と 0 歳～2 歳児の住民税非課税世帯の保育料の無償化を実施します。	子育て・健幸課
111	保育料の軽減	子育て家庭の経済的負担軽減のため、引き続き、第 2 子以降の保育料の軽減に努めます。また、市の保育料基準額を国が定める基準額から引き下げます。	子育て・健幸課
112	妊婦のための支援給付事業	妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、妊婦等包括相談支援事業等の支援を効果的に組み合わせて、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施します。	子育て・健幸課
113	第 2 子以降出産祝金支給事業	第 2 子以降を出産した際に出産祝金を支給し、少子化対策の推進を図ります。	子育て・健幸課
114	高等学校就学準備等支援金支給事業	中学校 3 年生の児童の保護者等に対し支援金を支給し、進学や就職等の準備費用に対する経済的負担の軽減を図ります。	子育て・健幸課

② 貧困状態の家庭やひとり親家庭の自立支援

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
115	就学援助	経済的理由によって、就学困難な児童・生徒の保護者又は未成年後見人に対し、学校で必要な費用の一部を援助します。	学校教育課
116	奨学金制度の周知	教育費の負担を軽減するため、各奨学金制度の周知に努めます。	学校教育課
117	児童扶養手当	父母の離婚等で、父又は母と生計を同じくしていないひとり親家庭等の生活の安定と自立の促進のため、児童（18 歳到達後最初の 3 月 31 日までの間にある者又は 20 歳未満で一定の障害のある者）を養育している者に手当を支給します。	子育て・健幸課
118	父子・母子家庭等医療費助成	ひとり親家庭等が病院等で診療を受けた場合や保険薬局で薬を受け取った場合に、保険診療の範囲内で医療費の自己負担額を助成します。入院、外来ともに 18 歳到達後最初の 3 月 31 日まで助成します。	保険年金課
119	貸付金制度の周知	母子及び父子並びに寡婦家庭の経済的自立と生活意欲の助長を図り、あわせて児童の福祉を推進します。修学資金・就学支度資金等、母子父子寡婦福祉資金貸付制度の周知に努めます。	子育て・健幸課
120	学習支援ボランティア事業	ひとり親家庭の小中学校、義務教育学校の児童を対象として、大学生等のボランティアによる学習支援や学習相談を学習塾形式及び派遣形式にて実施することで、児童の学習習慣の獲得とボランティアの大学生等との交流を通じた健全な育成を図ります。	子育て・健幸課
121	相談体制の整備・連携	民生委員・児童委員、主任児童委員、母子自立支援員をはじめ、関係機関の相談体制を整備・充実し、貧困等生活に困難を抱える家庭や、育児・就労等に不安を抱えるひとり親家庭を支援します。	子育て・健幸課
122	ひとり親家庭等自立支援の充実	ひとり親家庭の子育てや生活支援、就業支援、養育費の確保、経済的支援等の総合的な自立支援を推進します。	子育て・健幸課
123	母子生活支援施設の入所	18 歳未満のこどもを養育している母子家庭の母又はこれに準ずる事情にある母が、生活上の問題を抱えこどもを十分に養育できない場合に、母子ともに入所できる施設で、自立に向けた支援を行います。	子育て・健幸課
(102)	生活困窮者自立支援事業【再掲】	経済的な問題等生活上の困難に直面している人を対象に、地域で自立して生活が行えるよう、一人ひとりの状況に応じた自立相談支援を行います。	福祉課

③ 仕事と家庭の両立支援

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
124	子育て支援企業認証・表彰制度	子育てと仕事の両立や継続して働くことのできる環境づくりを目的として、子育て等に対する優れた取り組みを行う市内企業を表彰します。	子育て・健幸課
125	事業主・企業の取り組み促進の啓発	育児休業や介護休暇制度の拡充を促進するために、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発に努めます。	商工観光課
126	「子育てサポート企業」及び「女性活躍推進企業」制度等の取得啓発	次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん認定」、女性活躍推進法に基づく「えるぼし認定」及び岐阜県が取り組む「ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定」等について、その取得の啓発に努めます。	商工観光課

④ 食育の推進

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
127	離乳食教室	乳児の保護者を対象に、離乳食の進め方について指導・助言を行います。	子育て・健幸課
128	たのしい食育教室	市内年長園児を対象に、食の大切さを学ぶ第一歩として、食育の推進を行います。	子育て・健幸課
129	食育の推進	市内に在職する4名の栄養教諭・学校栄養職員が分担して小中学校、義務教育学校、幼稚園を訪問し、給食中の講話や保健体育、家庭科のカリキュラム等に計画的に食育を取り入れ推進します。	学校教育課
130	栄養に配慮した学校給食の推進	栄養教諭・学校栄養職員と連携して、給食センターで栄養に配慮した献立を作成し、よりよい学校給食を提供します。	学校教育課
131	食に関する保護者への学習機会、情報発信	児童生徒の保護者を対象に、食に関する講話や、ホームページ等で食育に関する情報提供を行います。	学校教育課

⑤ 地域の子育て支援体制の整備

【 主な取り組み・事業 】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
132	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）	育児の援助を受けたい人（依頼会員）と育児の援助を行いたい人（提供会員）が、会員として登録し、子育ての相互援助を行う会員組織で、保育施設等までこどもの送迎等の援助を行います。	子育て・健幸課
(75)	一時預かり事業(未就園児)【再掲】	家庭において、保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育園、認定こども園等で一時的に預かります。	子育て・健幸課
(54)	地域子育て支援拠点事業【再掲】	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行っています。	子育て・健幸課
133	子育てサークル等を中心とする地域組織活動	子育て中の親子が気軽に集い、交流を図る等の子育てサークル団体の活動支援を行っています。	子育て・健幸課
134	こども・多世代交流食堂への支援	食事の提供を通して、こどもと多世代が集いふれあう居場所づくりを行う団体に対し費用の一部を助成します。	子育て・健幸課
135	子育て短期支援事業	病気や出産、仕事等の理由でこどもの養育を家庭で行うことが一時的に難しくなった時に、児童養護施設等でこどもを預かり、保護者の子育てを支援します。	子育て・健幸課
136	赤ちゃんタイム事業	乳幼児が泣いたり騒いだりして来館しにくかった子育て世代が、気兼ねなく図書館を利用できるように、他の利用者にも理解をいただきながら「赤ちゃんタイム」を実施しています。また、子育て世代の来館を促すこと、親同士の交流・情報交換の場となることもねらいとします。	図書館
(10)	おはなしひろば事業【再掲】	幼児から小学校及び義務教育学校前期課程低学年を対象に、紙芝居、絵本の読み聞かせ、腹話術等を行い、こどもたちに本のよこびを知ってもらいこどもたちのふれあいの場として事業を実施します。	図書館
137	コミュニティスクール	学校、家庭及び地域住民が相互に信頼を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成を推進します。	学校教育課
(15)	教育支援センター【再掲】	青少年の補導活動や指導を中核に、学校・警察等の関係諸機関や青少年育成市民会議等と連携して、青少年の非行防止と健全育成に努めます。また、環境浄化のため、書店やコンビニへの立入調査も行います。	学校教育課

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
(35)	放課後子ども教室推進事業【再掲】	心豊かでたくましいこどもたちを地域社会の中で育む環境づくりを推進するため、学校の余裕教室等を活用して活動拠点を設け、地域の大人をスタッフとし、スポーツや文化活動等の体験活動や地域住民との交流活動を行います。推進にあたって放課後児童教室との連携を図っています。	生涯学習課
(93)	家庭教育学級の推進【再掲】	こどもの健全な身体と人格の発達に大きな役割を果たす保護者に、家庭教育に関する学習機会や仲間づくりの場を提供し、「親」としての資質向上を図る支援をします。	学校教育課
(18)	民生委員・児童委員、主任児童委員活動【再掲】	子育て等の悩み事について、各委員が相談、支援、行政機関等へのつなぎ役として活動しています。	福祉課 子育て・健幸課

⑥ 交通安全・防犯対策の充実 安全・安心なまちづくり

【主な取り組み・事業】

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
138	交通安全教育の充実	交通安全指導員が各保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校、義務教育学校等へ出向き、交通安全教室を行います。	生活安全課
139	交通安全啓発事業	交通安全指導員が四季の交通安全運動や街頭指導等で交通安全に関する啓発を行います。	生活安全課
140	保護者に対する指導・助言・情報提供等の充実	こどもを交通事故から守れるように保護者の意識の向上を図るため、広報等を通じての啓発や新入園児の保護者を対象に様々な情報を掲載したパンフレットを配布する等、指導・助言・情報提供します。	生活安全課
141	地域防犯パトロールの拡大	住民の自主的活動である防犯を目的とした地域パトロールを全市的な活動として実施できるよう、各自治会等に働きかけます。	生活安全課
142	地域防犯活動の推進	防犯のための啓発や隣近所が声をかけ合う等地域全体で犯罪を防ぐことができる環境づくりに努めます。	生活安全課
143	チャイルドシートの正しい使用の普及啓発活動	チャイルドシートの啓発等を行います。	子育て・健幸課 生活安全課
144	防犯体制の整備	通園・通学路等で誘拐等の犯罪が発生しないように、不審者に対する対応指導や、犯罪被害に対する情報提供、「子ども 110 番の家」等、地域における防犯ネットワークを整備・充実します。	学校教育課
145	交通安全教育の推進	登下校時の交通安全指導等を実施し、交通安全意識の啓発を図るとともに、交通安全教育を推進します。	学校教育課

番号	取り組み・事業名	概要	主担当課
146	犯罪被害にあったこどもの保護体制づくり	交通事故、犯罪、いじめ、虐待等の被害にあったこどもの心身の健全な発達と自立を促進していくために、専門家による継続的なカウンセリング等、適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。	学校教育課
147	ミニまちづくり事業（地区計画）	道路の拡幅や、建築物の建築基準の設定、土地利用の制限、緑化保全等住みよい街づくりをめざして、地区毎の計画を立案します。	都市計画課
148	公園整備事業	公園・緑地は、市民の憩いやふれあい、スポーツ・レクリエーション活動の場として重要な役割を果たすとともに、自然との共生を図る拠点です。また緑の景観資源として都市環境に潤いをもたらす他、避難場所や防火帯としての都市防災機能を有する整備をします。	都市計画課 スポーツ推進課
149	公園施設管理事業	街区公園や近隣公園、都市緑地等の都市公園を委託業者や地域の自治会により維持管理を実施します。また、遊具の安全点検を毎年各公園で実施しており、随時改修を行います。また、危険遊具に関しては、使用停止や撤去を行い、安全で安心して遊べるよう公園施設を管理します。	都市計画課 スポーツ推進課
150	交通安全施設管理事業	交通事故などからこどもの安全を確保するため道路反射鏡や防護柵等の交通安全施設の維持管理及び施設整備を行います。	土木監理課
(7)	児童センター運営事業【再掲】	児童が健やかに育つため、地域の児童健全育成の拠点として、こどもの居場所を提供します。	子育て・健幸課
151	園庭開放の促進	保育園等の園庭開放により、就園児童と、未就園児童との交流を促進するとともに、世代間交流の場としても活用し、身近な遊び場の確保に努めます。	子育て・健幸課
152	子育てにやさしい公共施設の整備	こども連れでも利用しやすいように、公共施設にベビールーム、授乳スペース、おむつ交換台等を設置する等、各種施設の充実を図ります。	管財課

4 評価指標・数値目標一覧

評価指標・数値目標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
〔基本目標1〕 健やかな育ちの支援		
こどもの権利の認知度	【就学前保】 62% 【小学生保】 64%	【就学前保】 80% 【小学生保】 80%
学校に行くのが楽しい児童生徒の割合	【小学生】 89% 【中学生】 77.7%	【小学生】 90% 【中学生】 80%
放課後児童教室待機児童数（年間）	0人	0人
こども家庭センター（子育て相談センター 羽っぴい）への相談件数（年間）	42件	100件
〔基本目標2〕 ライフステージに応じた切れ目ない支援		
保育所等の待機児童数（年間）	0人	0人
病児・病後児保育事業利用件数（年間）	182件	200件
今、幸せだと思っている若者の割合	90%	95%
自分の将来について明るい希望を持っている若者の割合	58.3%	80%
〔基本目標3〕 子育て家庭への支援		
妊婦健康診査の受診率	76%	86%
パパママ教室に参加した夫婦の中での父親の参加率	92%	95%
こんにちは赤ちゃん事業の訪問人数（年間）	343人	380人
子育て短期支援(ショートステイ)事業の利用延べ人数(年間)	11人	40人
ファミリー・サポート・センター事業利用件数（年間）	426件	600件
地域子育て支援拠点の利用人数（年間）	19,392人	19,400人
子育て支援企業認証数（累計）	14社	25社

※「若者」は、羽島市こども・若者の意識調査、「就学前保」は、羽島市子育て支援に関するアンケート調査の就学前児童保護者、「小学生保」は同アンケート調査の小学校及び義務教育学校前期課程保護者です。

第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者やこどもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

また、本計画に基づいて実施される地域子ども・子育て支援事業においても基本的には教育・保育提供区域と共通の区域設定とすることとしています。教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合は、実情に応じて、区分又は事業ごとに設定することができるとしています。

本計画では、「第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画」の教育・保育の提供区域の設定を踏まえ、保育所等の整備にあたり、宅地開発等による人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、市全域で柔軟に教育・保育の提供を行うため、市全域を1つの区域と定め、教育・保育サービスの量的な充足と質的な拡充を図っていきます。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

(1) 「量の見込み」等を算出する項目

下記の事業については、全国共通で「量の見込み」の算出を行います。

【 教育・保育の量の見込み 】

	認定区分			対 象
1	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	1号認定	専業主婦(夫)家庭 就労時間短家庭
2	保育認定	幼稚園	2号認定	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭 ひとり親家庭 共働き家庭
	保育認定	認定こども園 保育所		
3	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	3号認定	

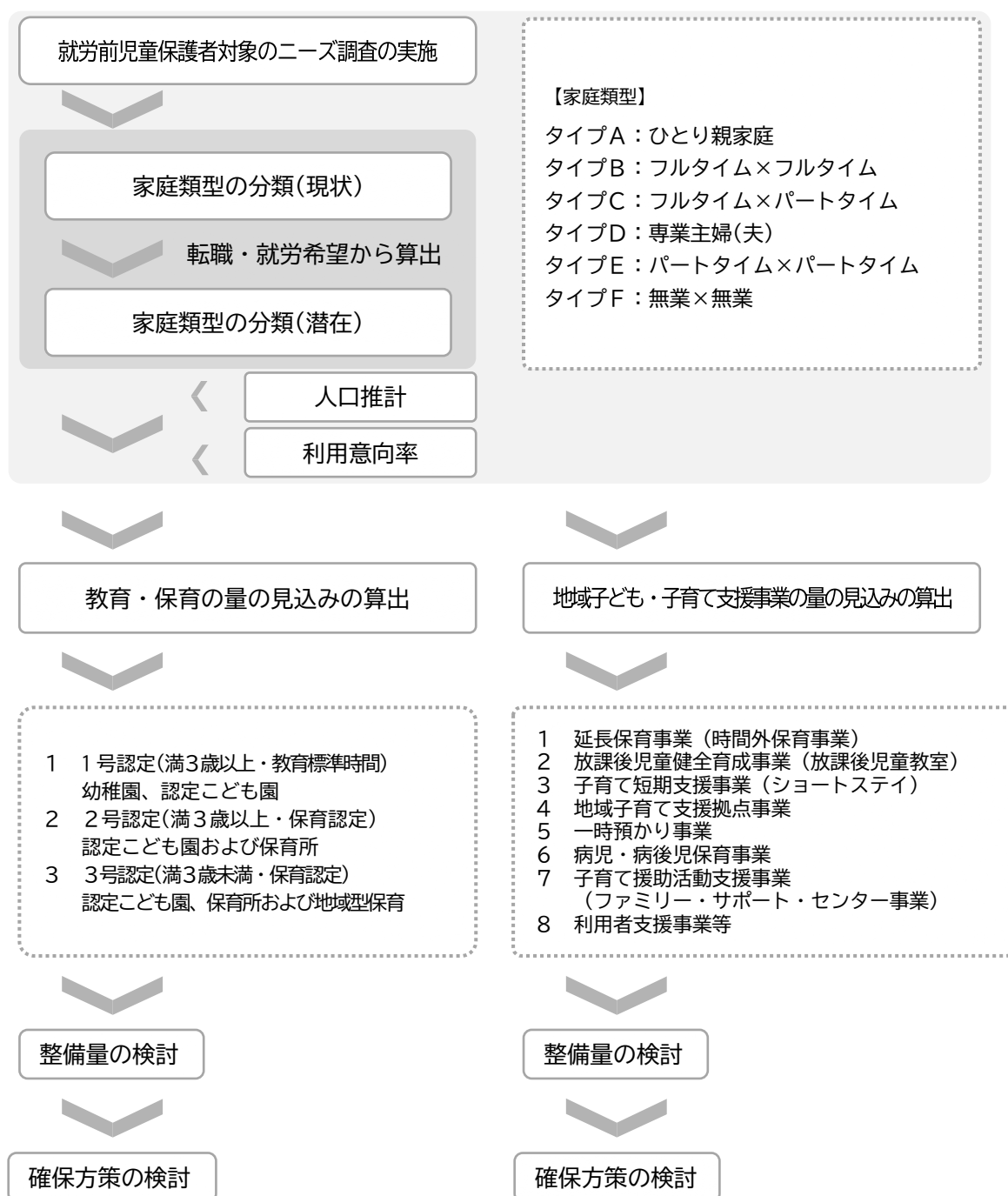
【 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 】

	事 業	対 象
1	延長保育事業（時間外保育事業）	ひとり親家庭、共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）	ひとり親家庭、共働き家庭
3	子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭
5	一時預かり事業（幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦(夫)家庭
6	一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	ひとり親家庭、共働き家庭
7	病児保育事業（病児・病後児保育事業）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	ひとり親家庭、共働き家庭
8	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	すべての家庭
9	利用者支援事業	すべての家庭
10	妊婦健康診査事業	すべての妊婦
11	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児がいるすべての家庭
12	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭
13	実費徴収に係る補足給付を行う事業	私立幼稚園（新制度園を除く）に在籍することの保護者
14	多様な事業者の参入・促進・能力活用事業	事業者
15	産後ケア事業	産後の心身の不調または育児支援を必要とする産後1年未満の養育者と乳児
16	妊婦等包括相談支援事業	すべての妊婦
17	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等
18	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等
19	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童
20	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	満3歳未満の児童（保育所に入所している児童等を除く）がいるすべての家庭

(2) 推計の手順

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計に当たっては、就学前児童を持つ保護者と小学校及び義務教育学校前期課程児童を持つ保護者を対象者としたニーズ量調査の結果をもとに、国が示した「市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」の手順に沿って算出し、本市の地域特性の整合性等を検証しながら、補正を行いました。

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量推計のフロー



【 家庭類型について 】

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのためにアンケート調査結果から、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親		母親	ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労(産休・育休含む)			未就労
					120時間以上	120時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親			タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)				タイプB	タイプC		タイプC'	
パートタイム就労(産休・育休含む)	120時間以上			タイプC	タイプE			タイプD
	120時間未満 64時間以上			《保育の必要性あり》				
	64時間未満			タイプC'		タイプE'		
未就労					《保育の必要性なし》			
					タイプD			タイプF

- タイプA : ひとり親家庭(母子または父子家庭)
 タイプB : フルタイム共働き家庭(両親ともフルタイムで就労している家庭)
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭(就労時間: 月 下限時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプD : 専業主婦(夫)家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭(就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプE' : パートタイム共働き家庭(就労時間: いずれかが月 下限時間未満 + 64 時間 ~ 120 時間の一部)
 タイプF : 無業の家庭(両親とも無職の家庭)
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

3 人口の見込み

こども計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までのこどもの人口を令和2年から令和6年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

0歳から11歳までのこどもの将来人口は、減少していくことが見込まれます。

単位：人

年齢	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	377	373	370	366	361
1歳	403	399	396	392	386
2歳	447	443	439	435	429
3歳	445	441	437	433	427
4歳	476	471	467	462	456
5歳	462	449	435	421	418
小計	2,610	2,576	2,544	2,509	2,477
6歳	522	507	491	476	472
7歳	536	521	505	489	485
8歳	559	541	526	510	504
9歳	544	528	512	496	492
10歳	593	581	568	555	540
11歳	591	579	566	554	538
小計	3,345	3,257	3,168	3,080	3,031
合計	5,955	5,833	5,712	5,589	5,508

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

4 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保方策を定めました。

【 現状 】

単位：人

		1号認定	2号認定	3号認定		
				0歳	1歳	2歳
特定教育 ・保育施設	幼稚園、 保育所、 認定こども園	116	842	36	169	233
確認を受け ない幼稚園	上記以外の 幼稚園	446				

令和6年4月1日現在

【 令和7年度 】

単位：人

		令和7年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,383			377	403	447
量の見込み（A）		390	193	775	100	183	262
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	155		948	115	197	259
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育事業			0	0	4	3	3
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,115		948	119	200	262
過不足（C）＝（B）－（A）		532		173	19	17	0
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和8年度 】

単位：人

		令和8年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,361			373	399	443
量の見込み（A）		384	190	763	99	181	260
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	155		924	112	192	258
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育事業			0	0	4	3	3
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,115		924	116	195	261
過不足（C）＝（B）－（A）		541		161	17	14	1
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和9年度 】

単位：人

		令和9年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,339			370	396	439
量の見込み（A）		377	187	750	98	180	258
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	170		844	112	191	259
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育事業			0	0	4	3	3
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,130		844	116	194	262
過不足（C）＝（B）－（A）		566		94	18	14	4
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和 10 年度 】

単位：人

		令和10年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,316			366	392	435
量の見込み（A）		371	184	737	97	178	255
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	170		837	112	191	256
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育事業			0	0	4	3	3
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,130		837	116	194	259
過不足（C）＝（B）－（A）		575		100	19	16	4
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 令和 11 年度 】

単位：人

		令和11年度					
		1号認定	2号認定		3号認定		
			教育を希望	左記以外	0歳	1歳	2歳
児童数（推計）		1,301			361	386	429
量の見込み（A）		367	182	729	96	175	252
確保量							
特定教育・保育施設	幼稚園、保育所、認定こども園	170		837	112	191	256
確認を受けない幼稚園	上記以外の幼稚園	960					
特定地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等				0	0	0
企業主導型保育事業			0	0	4	3	3
認可外保育施設	認証保育所等 上記以外の施設	0	0	0	0	0	0
確保方策（B）		1,130		837	116	194	259
過不足（C）＝（B）－（A）		581		108	20	19	7
当該年度までに新たに確保する量							
特定保育施設（D）		－	－	－	－	－	－
確保後の過不足（C）＋（D）		－	－	－	－	－	－

【 今後の方向性 】

必要に応じて、利用定員の見直しについて各施設と調整していきます。

また、認定こども園の普及を図り、保育所等の希望に応じて調整していきます。

令和9年度をめぐり1園の保育所が認定こども園に移行を計画しており、1号認定児童の確保量が増加見込みです。

現在、地域型保育事業はありませんが、今後必要に応じて連携していきます。

3号認定保育利用率（満3歳未満のこどもの数全体を占める3号認定のこどもの利用定員数の割合）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0～2歳推計児童数	1,227人	1,215人	1,205人	1,193人	1,176人
3号認定の利用定員数	571人	562人	562人	559人	559人
保育利用率	46.5%	46.3%	46.6%	46.9%	47.5%

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業（時間外保育事業）

【 概要 】

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間外において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間利用者数	573	496	498	505	485(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	503	497	490	484	478
確保方策（B）	503	497	490	484	478
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

必要に応じた提供体制を維持しながら、延長保育事業を実施していきます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童教室）

【 概要 】

保護者の就労等により昼間家庭にいない小学校及び義務教育学校前期課程に就学している児童に対し、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間平均利用児童数	532	549	570	624	630(見込)
定員	940	940	940	940	940

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	657	638	620	601	595
低学年	538	522	508	492	488
1年生	193	188	183	178	176
2年生	188	182	177	171	170
3年生	157	152	148	143	142
高学年	119	116	112	109	107
4年生	66	64	62	60	59
5年生	35	34	33	32	32
6年生	18	18	17	17	16
確保方策（B）	940	940	940	940	940
差引（B）－（A）	283	302	320	339	345

【 今後の方向性 】

放課後に児童が安心して時間を過ごせる居場所となるように、利用者のニーズに応じた提供体制の確保に努めます。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育ができないとき、児童養護施設等で短期間、お子さんをお預かりし、必要な支援を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	25	7	28	11	7(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	40	40	40	40	40
確保方策（B）	40	40	40	40	40
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

適切な事業の実施により保護者の子育てを支援していきます。

(4) 地域子育て支援拠点事業

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談を受けたり、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	13,106	12,500	16,389	19,392	20,200(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	20,200	20,000	19,800	19,600	19,400
確保方策(B)	20,200	20,000	19,800	19,600	19,400
差引(B) - (A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

事業の周知に努め、子育て中の親子が気軽に集え、育児相談、仲間づくり、情報交換の拠点としての活用を推進していきます。

(5) 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育））

【 概要 】

幼稚園等において通常の教育時間の前後や長期休業期間中等に在園児を対象に一時的に預かりを行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	30,724	32,919	30,848	33,287	34,481(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	35,421	34,866	37,914	37,335	36,946
1号認定による利用	2,997	2,955	3,116	3,074	3,038
2号認定による利用	32,424	31,911	34,798	34,261	33,908
確保方策（B）	35,421	34,866	37,914	37,335	36,946
1号認定による利用	2,997	2,955	3,116	3,074	3,038
2号認定による利用	32,424	31,911	34,798	34,261	33,908
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
1号認定による利用	0	0	0	0	0
2号認定による利用	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

保護者のニーズ等の変化と今後の動向を把握し、現状の維持に努めます。

令和9年度をめぐり1園の保育所が認定こども園に移行を計画しており、それに伴い増加が見込まれるニーズに対応していきます。

(6) 一時預かり事業（在園児対象型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応型強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

【 概要 】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、認定こども園、保育所等の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	1,661	1,525	1,980	1,743	1,956(見込)
子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急対応型強化事業を除く)	566	244	261	229	282(見込)
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	3	0	3(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（Ａ）	2,260	2,237	2,217	2,195	2,169
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1,957	1,934	1,914	1,892	1,866
子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応型強化事業を除く）	300	300	300	300	300
子育て短期支援事 業 （トワイライトステイ）	3	3	3	3	3
確保方策（Ｂ）	2,260	2,237	2,217	2,195	2,169
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	1,957	1,934	1,914	1,892	1,866
子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応型強化事業を除く）	300	300	300	300	300
子育て短期支援事 業 （トワイライトステイ）	3	3	3	3	3
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0
一時預かり事業 （在園児対象型を除く）	0	0	0	0	0
子育て援助活動 支援事業 （病児・緊急対応型強化事業を除く）	0	0	0	0	0
子育て短期支援事 業 （トワイライトステイ）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

現状の提供体制を維持しながら今後も利用者のニーズに応じ、対応していきます。

一時預かり事業（在園児対象型を除く）については、令和8年度から開始される「乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）」における利用者ニーズとの兼ね合いを検討しながら、適切な提供体制の維持に努めていきます。

(7) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

【 概要 】

病児及び病後児について、専用スペース等において、看護師等が一時的に保育する事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ利用人数	11	55	83	187	100(見込)
病児保育事業	0	49	75	182	76(見込)
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	11	6	8	5	24(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	250	250	250	250	250
病児保育事業	200	200	200	200	200
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	50	50	50	50	50
確保方策（B）	250	250	250	250	250
病児保育事業	200	200	200	200	200
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	50	50	50	50	50
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も利用者のニーズを踏まえ、提供体制の確保に努めていきます。

(8) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業) (就学児)

【 概要 】

小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（依頼会員）と当該援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間延べ人数	71	93	315	192	242(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	250	250	250	250	250
確保方策（B）	250	250	250	250	250
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

依頼会員の多様なニーズに対応できるよう、提供会員の確保及び事業の周知に努めます。

(9) 利用者支援事業

【 概要 】

こどもやその保護者の身近な場所で、地域の子ども・子育て支援について、こどもやその保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行う事業です。

【 現状 】

単位：箇所

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置箇所	1	1	1	1	1(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：箇所

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み(A)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
確保方策(B)	1	1	1	1	1
基本型・特定型	0	0	0	0	0
こども家庭センター型	1	1	1	1	1
差引(B)-(A)	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

対象者のニーズに応じた支援に努めます。

(10) 妊婦健康診査事業

【 概要 】

医療機関において妊婦の健康診査を行うことで、健康管理を促し、妊婦及び乳児の死亡率の低下、流産・死産の防止を図る事業です。

妊娠の届け出の際に母子健康手帳交付と併せて14回分の妊婦健康診査受診票を交付します。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受診対象者数	417	423	383	409	410(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	390	390	385	385	380
確保方策（B）	390	390	385	385	380
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊婦が必要回数の妊婦健康診査を受診できる体制を継続していきます。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【 概要 】

保健師や助産師が、生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する事業です。訪問のうえ育児環境を確認し、産婦の育児不安の解消、産後のメンタルヘルス対策、こどもの発育確認、虐待の早期発見・防止を行い、必要に応じて継続支援につなげます。

【 現状 】

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
年間訪問人数	386	375	370	343	380(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	390	390	385	385	380
確保方策（B）	390	390	385	385	380
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

産婦の育児不安を解消するとともに孤立化を防ぎ、必要な支援につなげます。

(12) 養育支援訪問事業

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行う事業です。保護者が安心して出産、子育てができる環境づくりや、育児不安や産後うつ症状等への予防・ケア等を行い、個々の家庭の抱える養育上の諸問題の解決・軽減を図ることを目的とします。

【 現状 】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問世帯数	7	8	9	8	15(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	15	15	15	15	15
確保方策（B）	15	15	15	15	15
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）や要保護児童対策及びDV対策地域協議会等において、訪問による養育支援を必要とする家庭の把握に努めるとともに、個々の家庭に必要な支援を行うことにより、当該家庭の適切な養育実施の確保を行います。

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【 概要 】

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、新制度に移行していない私立幼稚園に対して保護者が支払うべき、副食材料費の提供に要する費用を助成する事業です。

【 現状 】

単位：件

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象件数	89	92	94	64	60(見込)

【 量の見込みと確保方策 】

単位：件

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	80	80	80	80	80
確保方策（B）	80	80	80	80	80
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

今後も継続して実施していきます。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

特定・教育保育施設等への多様な事業者による事業実施を促進するため、新規参入事業者に対する相談・助言や巡回支援などを行う事業や、既存の仕組みにおいて助成の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れる場合の助成事業があり、本市の実態等を踏まえ、必要な取り組みについて検討していきます。

(15) 産後ケア事業

【 概要 】

産後の心身の不調または育児支援を必要とする母と生後12か月未満の乳児を対象にした宿泊型、通所型、訪問型の事業です。

【 現状 】

単位：回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者 実人数	宿泊型	2	7	3	13	24(見込)
	通所型					8(見込)
	訪問型					

【 量の見込みと確保方策 】

単位：回

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）		96	96	114	114	136
	宿泊型	52	52	62	62	74
	通所型	34	34	40	40	48
	訪問型	10	10	12	12	14
確保方策（B）		96	96	114	114	136
差引（B）－（A）		0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援をしていきます。

(16) 妊婦等包括相談支援事業

【 概要 】

妊婦・その他配偶者等に対して、面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

- ・伴走型相談支援（出産・育児等の見通しを立てるための面談等（①妊娠届出時、②妊娠8か月前後、③出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間）やその後の継続的な情報発信等を実施し、必要な支援につなぐ相談支援）

【 量の見込みと確保方策 】

単位：回

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み（A）	1,170	1,170	1,155	1,155	1,140
妊娠届出数×1組当たり面談回数	390×3回	390×3回	385×3回	385×3回	380×3回
確保方策（B）	1,170	1,170	1,155	1,155	1,140
こども家庭センター	1,170	1,170	1,155	1,155	1,140
上記以外で業務委託	0	0	0	0	0
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 今後の方向性 】

妊娠届時の面談や妊娠8か月頃アンケート等を行い、妊娠時からの切れ目ない伴走型相談支援を行います。

(17) 子育て世帯訪問支援事業

【 概要 】

子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

事業の実施方法について検討を進めるとともに、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦等がいる家庭に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

(18) 児童育成支援拠点事業

【 概要 】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を取りながら対応していきます。

(19) 親子関係形成支援事業

【 概要 】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行によって「地域子ども・子育て支援事業」の一つとなりました。

【 今後の方向性 】

事業の実施方法について、他自治体の先進事例等を参考に検討を進めます。

(20) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【 概要 】

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、生後6か月から満3歳未満の全てのこども（保育所に入所しているこども等を除く）がいる子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業です。

【 量の見込みと確保方策】

単位：人

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
0歳児	量の見込み(延べ人数)	10	28	27	26	25
	確保方策(延べ人数)	10	28	27	26	25
1歳児	量の見込み(延べ人数)	15	40	38	36	34
	確保方策(延べ人数)	15	40	38	36	34
2歳児	量の見込み(延べ人数)	13	35	32	30	28
	確保方策(延べ人数)	13	35	32	30	28

【 今後の方向性 】

令和8年度からの本格実施開始後の利用ニーズを踏まえ、一時預かり事業との兼ね合いを検討しながら、必要な提供体制の確保に努めていきます。

6 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保について

(1) 認定こども園の普及

制度の趣旨を踏まえ、幼稚園・保育所の機能や特長を持ち、地域の子育て支援も行う認定こども園の普及を図ります。

これまでに引き続き、今後も既存の保育所（園）からの移行について、利用者のニーズや設置者の意向、施設・設備等の状況を踏まえ、促進を図ります。

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修等の資質向上に関する支援等について

幼児期の教育・保育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであることから、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が提供されるよう、保育教諭等の合同研修や特に配慮を要するこどもにかかわる職員への研修等、教育・保育や子育て支援にかかる専門職の資質向上支援に努めます。

(3) 幼保小連携の推進

幼稚園、保育園、小学校が連携して、園児と小学生との交流、職員同士の交流、情報共有や相互理解を図るなど積極的な連携を図ります。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保について

子育てのための施設等利用給付の実施にあたって、適正な運営の確保を前提としつつ保護者の利便性を勘案した給付方法について検討し、実施していきます。また、制度や法律に基づく事業等について、国の動向に注視しながら、必要に応じて県との連携を図りながら、推進していきます。

第6章

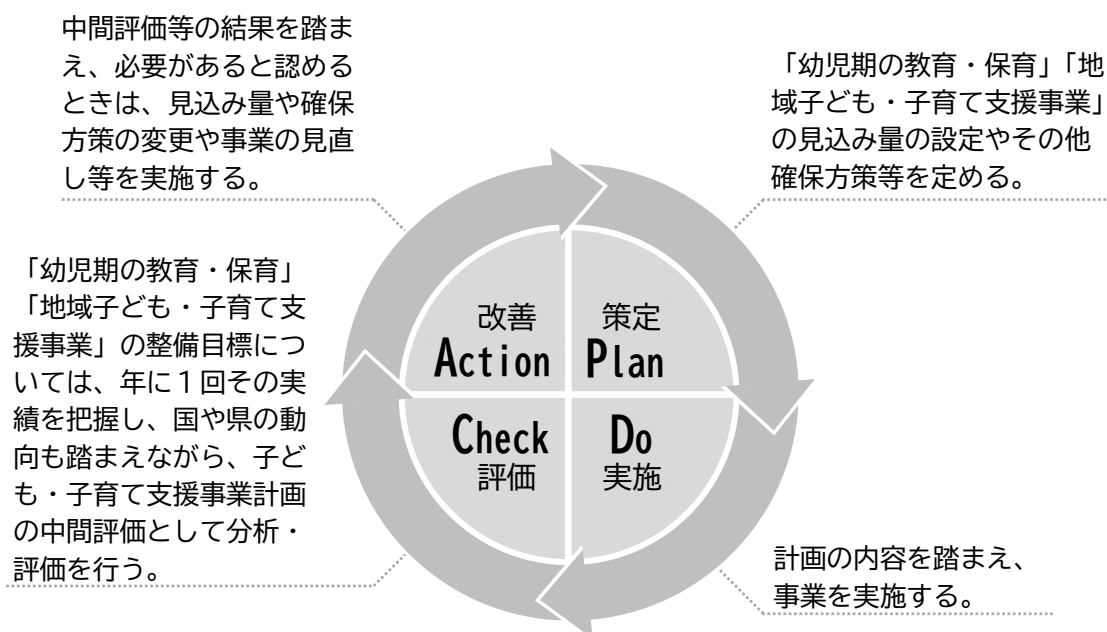
計画の推進

1 計画の推進管理

本計画の推進にあたって、市は年度ごとに推進状況を把握・点検し、その結果をその後の施策の実施や計画の見直し等に反映させていく必要があります。

そこで、計画の実施状況を把握・点検するために、市民の意見を反映させるための仕組みづくりとして、市民の代表、関係機関からなる「羽島市子ども・子育て会議」にて、計画の実施状況の把握、点検、評価を「PDCAサイクル」により継続的に行っていくとともに、社会情勢の変化等により計画に盛り込む事由が生じた場合は計画の見直しを行い、施策の改善、充実を図り、市ホームページ等にて公表していきます。

PDCAサイクルのイメージ



2 計画の推進

子育て支援及びこどもの健全育成を図るためには、家庭、保育園、認定こども園、幼稚園、小中学校及び行政だけでなく、地域全体で取り組む必要があり、子育て支援及びこどもの健全育成に係る意識啓発をあらゆる機会を通じて行うとともに、市民による子育ての環境づくりの取り組みを支援し、市民と行政が協働して子育ての環境づくりを推進します。

資料編

1 計画の策定経過

令和5年度

日付	項目	議題等
令和5年11月2日	第1回羽島市子ども・子育て会議	・アンケート調査の実施について ・第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画における各課事業の進捗状況について
令和5年12月6日 ～12月25日	子育て支援に関するアンケート調査の実施	・就学前児童保護者(500名) ・小学生及び義務教育学校前期課程保護者(500名) ・企業(100社)
令和5年12月12日 ～12月28日	子どもの生活状況調査の実施	・小学生及び義務教育学校前期課程本人(609名) ・中学生及び義務教育学校後期課程本人(652名) ・小学生及び義務教育学校前期課程保護者(609名) ・中学生及び義務教育学校後期課程保護者(652名)
令和6年3月1日	第2回羽島市子ども・子育て会議	・アンケート調査の結果について

令和6年度

日付	項目	議題等
令和6年7月4日 ～7月24日	こども・若者の意識調査の実施	・15歳～39歳の市民(500名)
令和6年8月27日	第1回羽島市子ども・子育て会議	・第2期羽島市子ども・子育て支援事業計画の評価 ・羽島市こども計画の策定について
令和6年12月25日	第2回羽島市子ども・子育て会議	・羽島市こども計画(案)について
令和6年1月8日 ～2月7日	計画案のパブリックコメント実施	・意見等8件
令和7年3月26日	第3回羽島市子ども・子育て会議	・羽島市こども計画(最終案)について

2 羽島市子ども・子育て会議条例

○羽島市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 25 日

条例第 33 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)第 72 条第 1 項の規定及びこども基本法(令和 4 年法律第 77 号)第 13 条第 3 項の規定に基づき、羽島市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第 1 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。

- (1) 子ども・子育て支援法第 72 条第 1 項各号に掲げること。
- (2) こども基本法第 10 条第 2 項に規定する市町村こども計画の策定及び変更について調査審議すること。
- (3) こども施策(こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。以下同じ。)に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、羽島市におけるこども施策に関し、市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) こども施策に関する関係団体から推薦を受けた者
- (2) こども施策に関する事業に従事する者
- (3) こども施策に関し学識経験のある者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 公募による市民
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期等)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員委嘱後の最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、意見の聴取、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健幸福祉部子育て・健幸課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成28年3月22日条例第14号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年6月28日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和5年3月24日条例第8号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和6年9月27日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の羽島市子ども・子育て会議条例(以下「改正前の条例」という。)第1条の規定により置かれている羽島市子ども・子育て会議(以下「旧会議」という。)は、この条例による改正後の羽島市子ども・子育て会議条例(以下「改正後の条例」という。)第1条の規定により置かれる羽島市子ども・子育て会議(以下「新会議」という。)となり、引き継がれて存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧会議の委員である者は、施行日に、改正後の条例第3条の規定により、新会議の委員(改正前の条例第3条第1号に掲げる委員にあつては改正後の条例第3条第1号に掲げる委員、改正前の条例第3条第2号に掲げる委員にあつては改正後の条例第3条第2号に掲げる委員、改正前の条例第3条第3号に掲げる委員にあつては改正後の条例第3条第3号に掲げる委員)として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日における旧会議の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

4 この条例の施行の際現に旧会議の会長又は副会長である者は、それぞれ、施行日に、改正後の条例第5条第1項の規定により新会議の会長又は副会長として定められたものとみなす。

3 羽島市子ども・子育て会議委員名簿

自 令和3年8月1日

至 令和7年7月31日（敬称略・順不同）

関係機関・役職名	氏名	備考
羽島市医師会	浅野直美	
羽島市保育会代表	里雄敬意	令和6年4月1日～
羽島市保育会代表	（北川山治）	令和5年8月1日～ 令和6年3月31日
羽島市保育会代表	（山本千佳）	令和4年4月1日～ 令和5年7月31日
羽島市保育会代表	（奥田博行）	令和3年8月1日～ 令和4年3月31日
学校法人高砂学園理事長	高砂房子	副会長
岐阜県立看護大学教授	布原佳奈	会 長
羽島市小中学校長会代表	安藤理加	令和4年4月1日～
羽島市小中学校長会代表	（石垣時広）	令和3年8月1日～ 令和4年3月31日
羽島市民生委員・児童委員協議会 主任児童部会代表	長島秀賢	令和4年12月1日～
羽島市民生委員・児童委員協議会 主任児童部会代表	（平松伸子）	令和3年8月1日～ 令和4年11月30日
子どもの保護者	宮田まりな	令和6年4月1日～
子どもの保護者	（田中真弓）	令和5年8月1日～ 令和6年3月31日
子どもの保護者	（長屋有紀）	令和4年4月1日～ 令和5年7月31日
子どもの保護者	（神田扶紗）	令和3年8月1日～ 令和4年3月31日
子どもの保護者	浅野美保	
公募委員	長谷恵美	令和5年8月1日～
公募委員	山田英理華	令和5年8月1日～
公募委員	（須賀理佳）	令和3年8月1日～ 令和5年7月31日
公募委員	（仲井由梨）	令和3年8月1日～ 令和5年7月31日

4 用語集

【あ行】

○医療的ケア児

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かくたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

○インクルーシブ教育

保育所等で実施する個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団で共に学び育ちあう教育のこと。

○ウェルビーイング

身体的・精神的・社会的に良い状態にあるという包括的な幸福として、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものをいう。

【か行】

○企業主導型保育事業

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的とする事業（認可外保育施設に分類される）。

○協働

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、目的を達するために互いに尊重し、補完し、協力すること。

○圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。

○合計特殊出生率

15 歳から 49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1 人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したもの。

○子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第 72 条第 1 項の規定に基づき、設置されたもの。学識経験者、組織代表者、公募委員、市職員で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。

○子ども・子育て支援新制度

平成 27 年 4 月から開始した、就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指している。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成 24 年 8 月に成立した法律。

○コミュニティ・スクール

学校運営協議会を設置した学校。学校と保護者、地域が一体となり、「地域とともにある学校づくり」を進める。

【さ行】

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。平成 17 年に施行された 10 年間の時限立法（令和 6 年改正により令和 17 年 3 月 31 日まで延長）で、この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」第 61 条の規定に基づき、市町村が、5 年を 1 期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。

○実費徴収

毎月の保育料以外で施設が独自に給食費、通園費、その他（遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費等）を徴収すること。

○児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその児童（18 歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為。

○出生割合

総出生数に占める母親の年齢別の出生数の割合のこと。

○小規模保育

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。（6～19 人まで）

○食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

【た行】

○待機児童

「入所待ち児童」の人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いたもの。

○地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援法」第 59 条の規定に基づき、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

○入所待ち児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童のこと。

○認定区分

- ・ 1 号認定：満 3 歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どものこと。
- ・ 2 号認定：満 3 歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。
- ・ 3 号認定：3 歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

○認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」による学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持ち、幼稚園と保育所の良いところを生かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設。

【は行】

○PDCA サイクル

事業活動等において、計画から改善までの過程を循環させ、質を高めようという考え方。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。

○プレコンセプションケア

男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すこと。

○保育所

「児童福祉法」による児童福祉施設の1つ。保護者が労働・疾病等のために保育を必要とする子どもを日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする。

○保育の必要性

実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する。保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定する。

○放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

【ま行】

○民生・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

【や行】

○幼稚園

「学校教育法」による学校の1つ。満3歳から小学校及び義務教育学校入学までの幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○要保護児童

要保護児童とは、児童福祉法で規定される保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適當であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者が家出、死亡、離婚、入院しているなどの状況にあるこどもや、虐待を受けているこども、家庭環境等に起因して非行や情緒障がい有するこどもなどがこれに含まれる。

【ら行】

○療育

発達に支援の必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

羽島市こども計画
(令和7年度～11年度)

発行年月：令和7年3月

発 行：羽島市健幸福祉部子育て・健幸課

〒501-6292

岐阜県羽島市竹鼻町 55 番地

Tel 058-392-1111 Fax 058-392-2863

